

関西広域連合委員会および連合議会の結果概要について（報告）

1. 連合委員会

[第15回]平成23年12月26日（月）

[第16回]平成24年1月26日（木）

[第17回]平成24年3月3日（土）

(1) 国出先機関対策について

1 「アクション・プラン」推進委員会(第4回)の報告 [12/26]

- ・嘉田国出先機関対策委員長から、「広域的实施体制の枠組み（方向性）（案）」に関する意見交換の概要を報告。

(参考) 第15回地域主権戦略会議(H23.12.26)了承「広域的实施体制の枠組み（方向性）」

(資料1) P7)

2 「広域的实施体制の枠組み」に関するコメントの発表 [12/26] (資料2) P10)

- ・同日に開催された地域主権戦略会議の結果を受けて、「国出先機関のブロック単位での移管に係る『広域的实施体制の枠組み』に関するコメント」を発表。

3 当面の国出先機関対策の工程の確認 [1/26] (資料3) P11)

- ・「アクション・プラン」推進委員会や地域主権戦略会議での審議を経て3月下旬ごろ「移譲の全体像」について閣議決定、今国会へ特例法案が提出される予定。

※嘉田委員長からは、国の抵抗が強くなっているが、市町へは「出先機関の廃止」ではなく、「機能を移管」という趣旨を丁寧に伝える必要があると説明。

※嘉田委員長からシンポジウムの開催について提案があり、了承された。

(2) 政令市の加入について

1 4政令市の加入時期について [12/26]

- ・ 4政令市は、これまで、国出先機関の移譲が決まった段階で参加するとしていたが、加入時期の前倒しを検討することを表明。
- ・ なお、大阪市は、平成24年4月の加入を目指す旨表明、その場合の構成府県での規約改正の議決は2月議会となる予定。

2 議員定数について [12/26]

- ・ 4政令市加入後の議員定数については、連合議会で議論してもらうことを確認。

3 規約改正について [1/26]

- ・ 連合議会での議員定数の配分についての調整を踏まえ、大阪市・堺市の加入に向けた規約改正の手続きを進めることを確認。
- ・ スケジュールとして、構成府県および大阪市、堺市への規約変更案の照会、2月11日の連合議会常任委員会への報告、2月府県議会への提案といった段取りが確認された。

4 規約改正内容について [1/26]

- ・ 必要最小限の変更を行うことを基本とし、次のとおり調整する予定。
 - ①処理事務：可能な限り、すべての分野での加入を基本
 - ②議席配分：連合議会で調整中
 - ③経費分担：総務費は、共通経費として原則均等割
事業費は、人口等の指標ウェイトを1/2に軽減して算出

5 各府県議会の状況について [3/3]

- ・ 各府県議会のスケジュールの確認と、引き続き、滋賀県議会の理解を求めていくことが確認された。

(3) エネルギー検討会

1 「関西における中長期的なエネルギーのあり方検討にあたって (案)」 [12/26]

(資料4) P13)

- ・松井委員から、エネルギー検討会で調整してきた案文の説明があり、嘉田委員から主張した次の文言を入れた形で合意。

「万が一原子力発電所に事故があった場合の影響は琵琶湖を含め広く関西に及ぶことを十分に踏まえる必要がある。」

2 関西電力への株主提案権の行使 [12/26]

- ・大阪市から、京都市、神戸市に対し、関西電力の株主提案権を行使して、発送電分離や原発依存度を下げることが求めていることについて提案があった。

3 今冬の電力需給状況について [3/3] (資料5) P15)

- ・1月までの実績として、ピーク時4～5%、総電力量で6%程度減していることが報告された。

4 「原子力発電所に係る情報連絡及びエネルギー対策の促進に関する覚書」締結 [3/3]

(資料6) P21)

- ・関西電力と次の項目を内容とする覚書を締結。

- ①原子力発電所に関する情報提供
- ②再生可能エネルギーの導入促進
- ③低炭素社会の構築

(4) その他

1 自然災害リスクを踏まえた企業立地支援に関する要望について [12/26]

(資料7) P23)

- ・嘉田委員から、12/10 連合委員会での議論を踏まえ、「産業空洞化防止に資する施策の強化及び自然災害リスクを踏まえた企業立地支援に関する要望(案)」を国(経済産業省)に要望することを提案し、一部文言修正の上合意。

2 東日本大震災災害廃棄物処理について [1/26] (資料8) P25)

- ・環境省の山本廃棄物対策課長から、「広域処理の推進に向けた取組の経緯」と「広域処理に関する広報」について、報告。
- ・広域連合から環境省あてに質問していた「災害廃棄物処理のための基準」および「災害廃棄物の処理の全体方針スケジュール」について、別紙のとおり回答があった。
- ・京都府から、大阪府の「災害廃棄物処理に関する指針」をベースに、関西広域連合としての基準、処理方法等を検討するための、有識者による専門家会議を設置することが提案され合意。

3 琵琶湖・淀川流域の「水」に関する緊急提言 [1/26] (資料9) P35)

- ・滋賀経済同友会が主体となり、関西・京都・神戸の各同友会と連名で、別紙の緊急提言が取りまとめられ、1月23日に関西広域連合に提言された旨報告。
- ・嘉田委員より、(国出先機関対策においても)かなり強力なメッセージになる、とコメント。

4 北陸新幹線について [3/3] (資料10) P39)

- ・「ルート提案に係る基本方針」について合意。
- ・京大に委託している調査は中間とりまとめの段階であり、4月以降に発表見込。最終的には来年度議論したい。

5 新名神高速道路の全線早期整備について [3/3] (資料11) P41)

- ・「着工見送り区間」の早期着工を国に緊急要望することで合意。

6 公設試験研究機関における機器等利用料金について [3/3] (資料12) P43)

- ・県外利用者の割増料金を広域連合区域内企業に限り適用しないことが構成府県で調整されたこと。

2. 連合議会 3月定例会 [平成 24 年 3 月 3 日 (土)]

(連合議員) 19名 (和歌山県尾崎議員が欠席。本県からは吉田議員、大井議員出席)
(理事者) 井戸連合長、仁坂副連合長、嘉田委員 (国出先機関対策委員長)、松井委員、
飯泉委員、平井委員、山田委員ほか、分野事務局長等

1 議案について (資料13 P45)

下記7議案すべて全員賛成にて採決

①議員提案

- ・ 議第1号議案

関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の制定について

②理事者提案

- ・ 第1号議案 平成24年度関西広域連合一般会計予算の件
- ・ 第2号議案 平成23年度関西広域連合一般会計補正予算(第2号)の件
- ・ 第3号議案 関西広域連合手数料条例制定の件
- ・ 第4号議案 関西広域連合行政手続条例制定の件
- ・ 第5号議案 関西広域連合広域計画の一部を変更する件
- ・ 第6号議案 関西広域連合行政に係る基本的な計画を定める件

2 一般質問について (資料14 P67)

- ・ 9議員からの別添資料の質問に対し、各委員から答弁。

(滋賀県および和歌山県選出議員からの質問はなし)

広域的实施体制の枠組み（方向性）

「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)記1に基づき、広域的实施体制の枠組みについては、以下の点に留意しつつ、既存の広域連合制度をベースに当該制度を発展させるための検討を進め、平成24年の通常国会に特例法案を提出することを目指す。

なお、移譲を受けようとする具体的意思を有する関西、九州両地域の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を当面の移譲対象候補として、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を行う。

1 執行機関の在り方

○ 執行機関の在り方については、以下の視点を踏まえ検討する必要がある。

〔検討の視点〕

- ・ 構成団体間の利害調整が適切に行われる体制
- ・ 緊急時等に迅速な意思決定が確保される体制
- ・ 一部の構成団体の考えに偏らない公平・公正な判断が保障される体制
- ・ 広範な事務・権限を処理するにふさわしい体制

こうした点を踏まえ、

- ・ 権限と責任を有する長を置く（構成団体の長との兼職を妨げない）
- ・ 構成団体の長をメンバーとする会議を置く
- ・ 専任の執行役（仮称）を置く

こととし、制度の詳細については引き続き検討する。

2 議会の在り方

○ 常任委員会等の設置、定例会の回数増や会期の長期化等について広域的实施体制の議会の自主的な取組を促す。

3 監査・透明性の確保

- 包括外部監査契約の締結を義務付ける。
- 移譲事務の実施状況を広域的实施体制自ら検証し評価する仕組みを特例法に基づく基本方針で定める。

4 広域的実施体制の区域

- 国民の利便性や永続的な社会資本の整備管理等を確保する観点を踏まえ、ブロック単位で出先機関の移譲を受ける広域的実施体制の区域として必ず含まなければならない都府県の区域を定める。
- まずは、関西、九州両地域を念頭に区域の在り方を検討する。

5 組織の安定性、永続性

- 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けた広域的実施体制が解散する場合及び構成団体が脱退する場合の手續等は、別に法律で定める（当該法律が定められなければ、解散、脱退はできない。）。

6 北海道、沖縄県の取扱い

- 北海道と沖縄県については、一の道県で出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けられる取扱いとする。

7 効果的・効率的な広域行政の推進

- 構成団体の事務・権限を持ち寄ることにより、広域行政をより効果的・効率的なものとする。
- 政令市の加入を促進する。

8 移譲対象となる事務・権限

- 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。
- 事務区分、国の関与（指示、同意、許可等）、並行権限行使について検討した上で、なお不都合が生じる場合には、移譲の例外となる事務・権限とすることを個別に検討する。

9 事務区分、移譲事務に係る国の関与（指示、同意、許可等）の在り方、並行権限行使

- 個別の事務・権限ごとに、まずは現行法制に照らして検討を行い、不都合が生じる懸念があれば、対応策を柔軟に検討する。

10 大規模災害時等の緊急時のオペレーション

- 大規模災害時等に全国の人員や資機材を結集し現場力・統合力・即応力をもって組織的・機動的に対応できるよう、詳細については引き続き検討する。

11 個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱い

- 事務の位置づけを明確化するため、可能なものは個別作用法に規定することを基本としつつ、それ以外の事務についても、特例法に根拠規定を設ける等の措置を含め、その法制的な在り方について検討する。

12 新たに必要となる事務の取扱い

- 出先機関の移管が行われた地域においては、他の地域で出先機関が処理することとなる新たな事務について、広域的実施体制が処理することを基本に、法令上の手当て等について検討する。

13 人員の移管

- 円滑な移管を実現するため、移管する要員規模の決め方、移管の方法、身分の取扱い、処遇上の取扱い等について、主として以下の点に重点を置いて検討を進める。
 - ・ 移譲される事務・権限に従来国で要していた要員数があるまま地方で必要となる要員数となることを基本とする。
 - ・ (別に辞令を発せられない限り) 事務・権限の移譲の日において、移譲先の職員となることとし、移管の前後において、職員の就く官職の職務と責任は同等とすることを基本とする。
 - ・ 給与、休暇、服務については、移管先の条例等に拠ることとし、退職手当については、国、地方の勤続年数を通算の上、最終退職官署において支給する。共済については、国家公務員共済組合の組合員から地方公務員共済組合の組合員になる。
 - ・ 移管前後で国・地方を通じて公務能率を維持・向上させる必要があることから、人事交流を含むキャリアパスや採用における任用上の配慮、研修、人事記録等の引継ぎ等の必要な措置を講ずるものとする。

14 財源

- 移譲される事務・権限の執行に要する財源について、改革の理念に沿った必要な措置を講ずる。

国出先機関のブロック単位での移管に係る
「広域的实施体制の枠組み」に関するコメント

本日開催された地域主権戦略会議において、国出先機関の移管に係る「広域的实施体制の枠組み」に関し、一定の取りまとめをいただいたことに対し、野田総理をはじめ、川端大臣や関係者の方々のご尽力に感謝いたします。

政治主導の下、①既存の広域連合制度をベースにすること、②平成24年通常国会への法案提出を目指すこと、③当面の対象候補として3機関（経済産業局、地方整備局、地方環境事務所）を明示したこと、④出先機関単位で全ての事務・権限の移譲を基本とすること、⑤財源についても改革の理念に沿った必要な措置を講ずること、とされたことについては評価しております。

しかし、引き続き検討することとされた項目や関西広域連合の考え方と相違のある項目もあり、また、政府の決定にも関わらず、関係省庁の抵抗が懸念されますので、今後具体化に当たっては、改革の理念に沿って政治主導で方針を決定し、取り組みを加速していただくよう求めます。

関西広域連合としても、引き続き具体的な提案を行いながら関係省庁や移管対象機関等との協議に真摯に応じる所存ですので、関係各位におかれては、地域住民にとって実りある改革となるよう、ご理解とご支援をお願いします。

平成23年12月26日

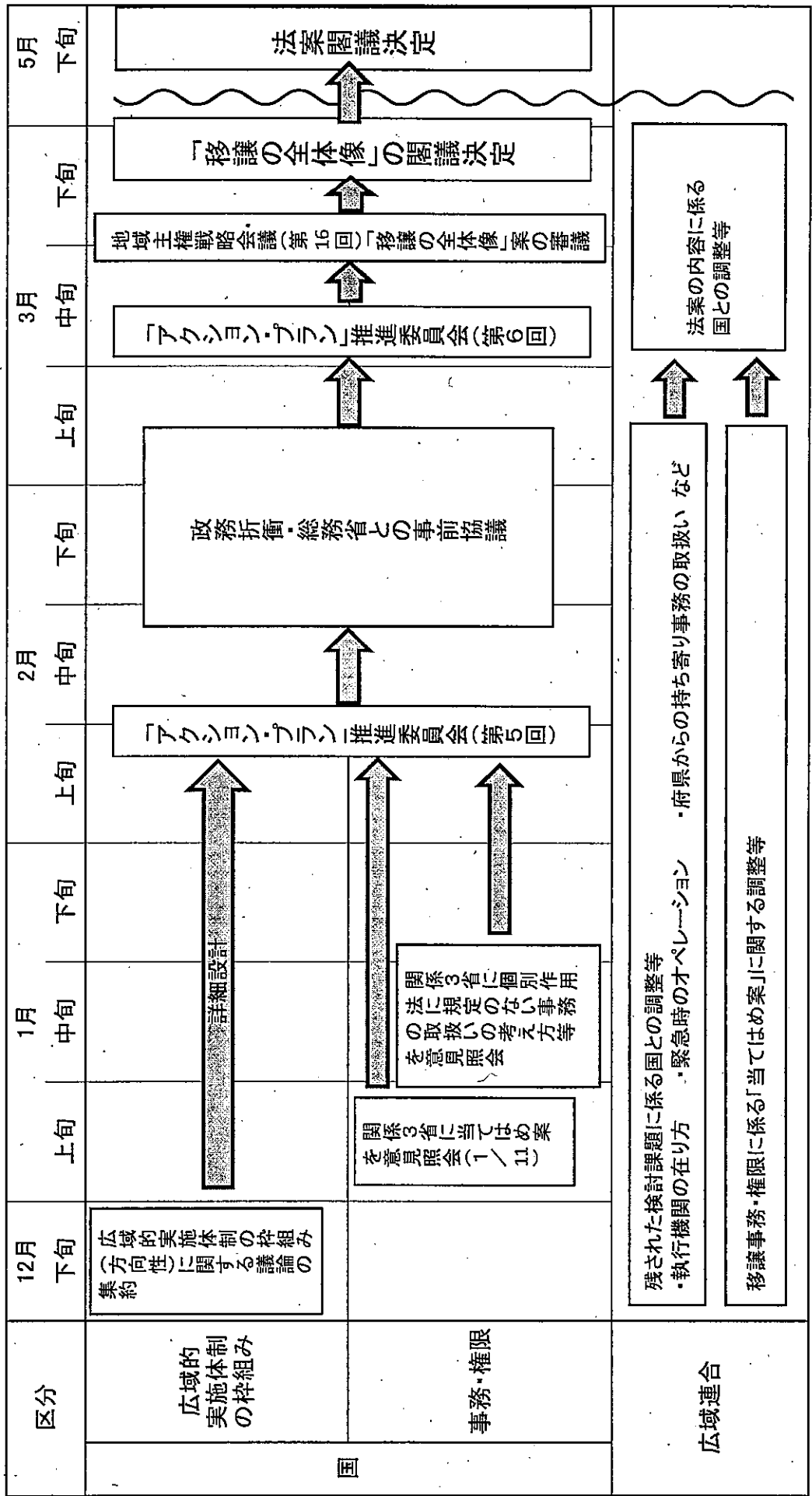
関西広域連合

連合長 兵庫県知事 井戸 敏三

国出先機関対策委員会

委員長 滋賀県知事 嘉田 由紀子

当面の国出先機関対策の工程



平成 23 年 12 月 26 日
関西広域連合エネルギー検討会

関西における中長期的なエネルギーのあり方検討にあたっての基本的考え方

東日本大震災に伴う電力供給不足を契機にして、緊急時における自主的なエネルギーの確保など、新たなエネルギー社会づくりに向け、需要サイドからの視点に立ったエネルギー政策の見直しが始まっている。

関西においては、力強い産業活動や多彩な暮らしを支えてきた電力のおよそ半分が原子力発電で賄われているだけに、府県民や事業者に対して今夏・今冬に厳しい節電対策をお願いしている。一方、万が一原子力発電所に事故があった場合の影響は琵琶湖を含め広く関西全般に及ぶことを十分踏まえる必要がある。

このため、関西広域連合としては、2020～2030年頃を想定した「関西における中長期的なエネルギー政策の考え方」を平成 24 年中を目途にとりまとめ、原発への過度の依存を見直し、新たなエネルギー社会の構築を目指していく。

とりまとめにあたっては、省エネの取組の一層の促進とともに、関西における地理的な条件やポテンシャル等を勘案した、多様なエネルギー源のベストミックスと電力需要の平準化や電力供給の安定化、エネルギー源の地域分散・自立化などを進めるとともに、地球温暖化対策にも配慮した効率的かつ安定的で安全なエネルギー需給体制を構築することを検討していく。

今後、関西において、家庭や産業界等における社会的な合意形成のもと、新たなエネルギー社会を構築することは、環境保全や産業振興にもつながり、他地域にも適用できる先導的な取組みになるものとする。

具体的な検討及び取組みとしては、

- 1 省エネ型ライフスタイルへの転換等
 - (1) 省エネ型ライフスタイルへの転換の促進
 - (2) エネルギー効率の高い機器等の普及及び買い替えの促進
- 2 最大電力需要の抑制と電力供給の安定化
 - (1) 蓄電システムや自家発電等の導入・普及による電力需要の平準化（ピークカット・ピークシフト）
 - (2) 電力需要の平準化や機器の効率化等を踏まえ、温暖化対策にも配慮した電力安定供給の確保
 - (3) 新たな発電事業者の参入促進
 - (4) スマートグリッドや発送電分離の検討などエネルギー源の地域分散・自立化に向けた取組の推進
- 3 地理的な条件やポテンシャル等を勘案した太陽光発電、風力発電、小水力発電、太陽熱利用等の再生可能エネルギー等の普及拡大
 - (1) 家庭や事業所等地域における普及促進
 - (2) メガソーラー等の大規模発電の事業化の促進 等
- 4 エネルギー関連技術・製品の開発等の促進

等について、関係機関の協力を得つつ、関係各府県等が連携・協力して進めるものとする。

今冬の電力需要状況等について

平成24年3月3日
関西電力株式会社

平素は、弊社事業に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

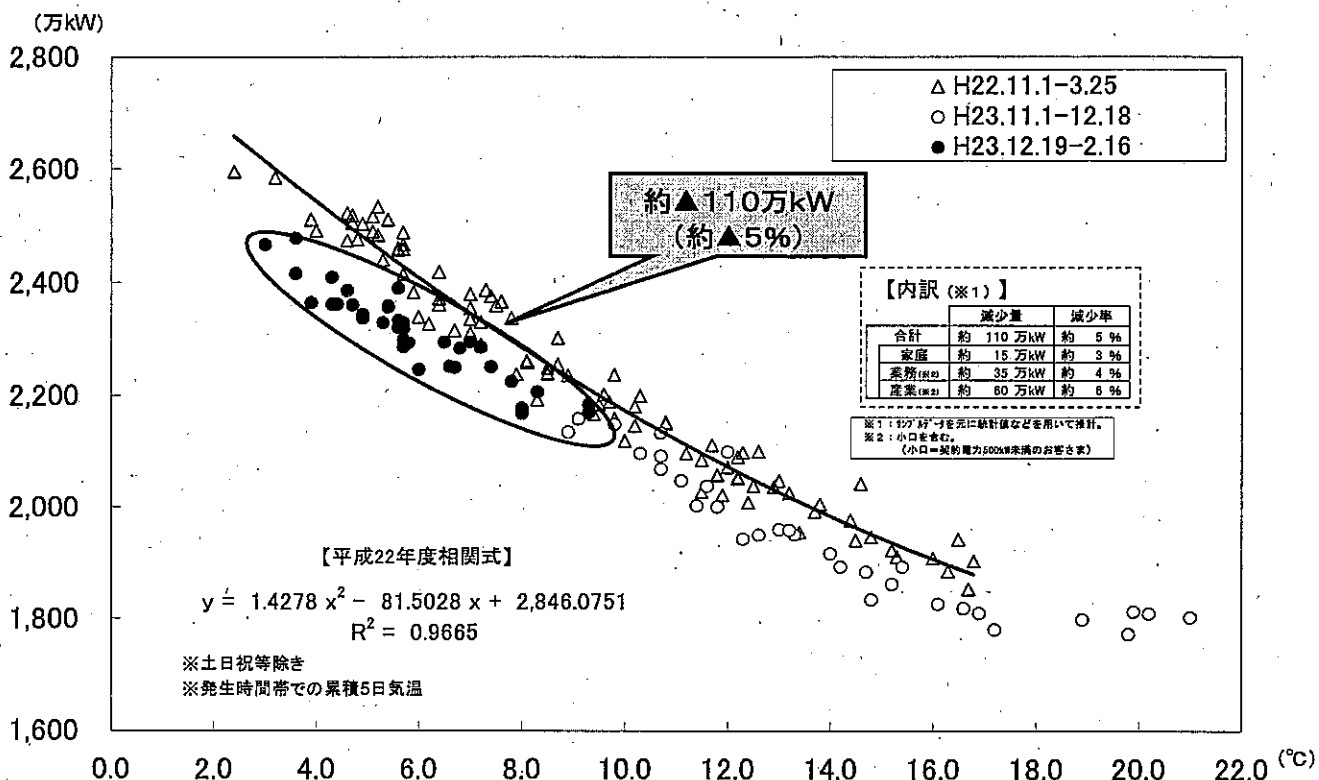
関西広域連合及び各自治体の皆さまにおかれましては、節電の取り組みを積極的に進めていただいていることに重ねて御礼申し上げます。

皆さま方にご協力賜っている節電の効果については、最大電力で約4～5%にあたる約110万kWが減少していますが、節電の効果も考慮しても、需給の見通しは依然として厳しい状況であり、今後も、寒波による電力需要の急増や、発電所のトラブルなど、不測の事態により、さらに需給が逼迫することも考えられます。

皆さま方には、大変なご不便とご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんが、節電に引き続きのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

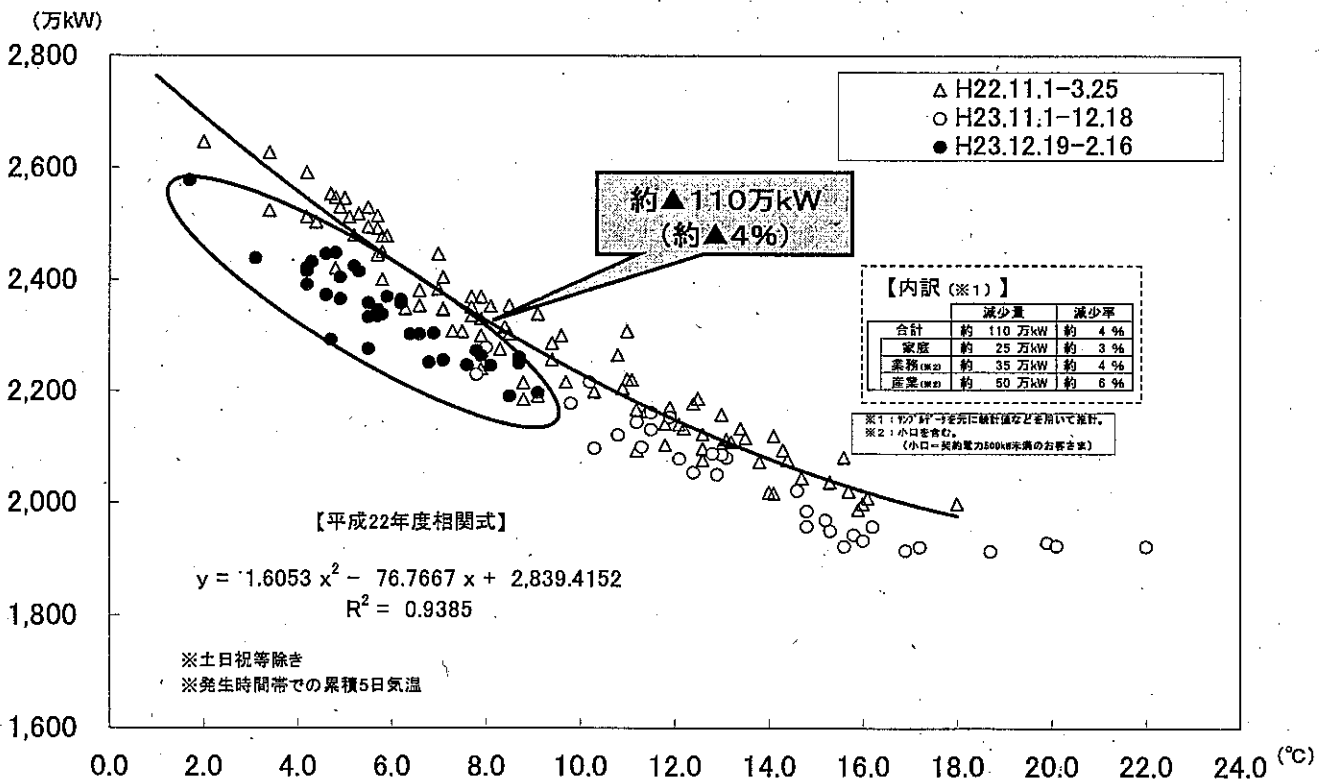
本日、ご提示する資料は以下の通りです。

- | | | |
|---------------------|---|---|
| 1. 節電効果の分析（9時台） | ⇒ | 1 |
| 2. 節電効果の分析（18時台） | ⇒ | 2 |
| 3. 今冬の電力量実績の推移（家庭用） | ⇒ | 3 |
| 4. 今冬の電力量実績の推移（業務用） | ⇒ | 4 |
| 5. 今冬の電力量実績の推移（産業用） | ⇒ | 5 |
| 6. 地域別・用途別の電力量実績 | ⇒ | 6 |



○節電要請期間である12/19から2/16までの実績では、前年と比べて、平均で約110万kW(約5%)減少しています。この中に節電効果が含まれているものと考えられます。

本資料の無断複写・複製を禁止します

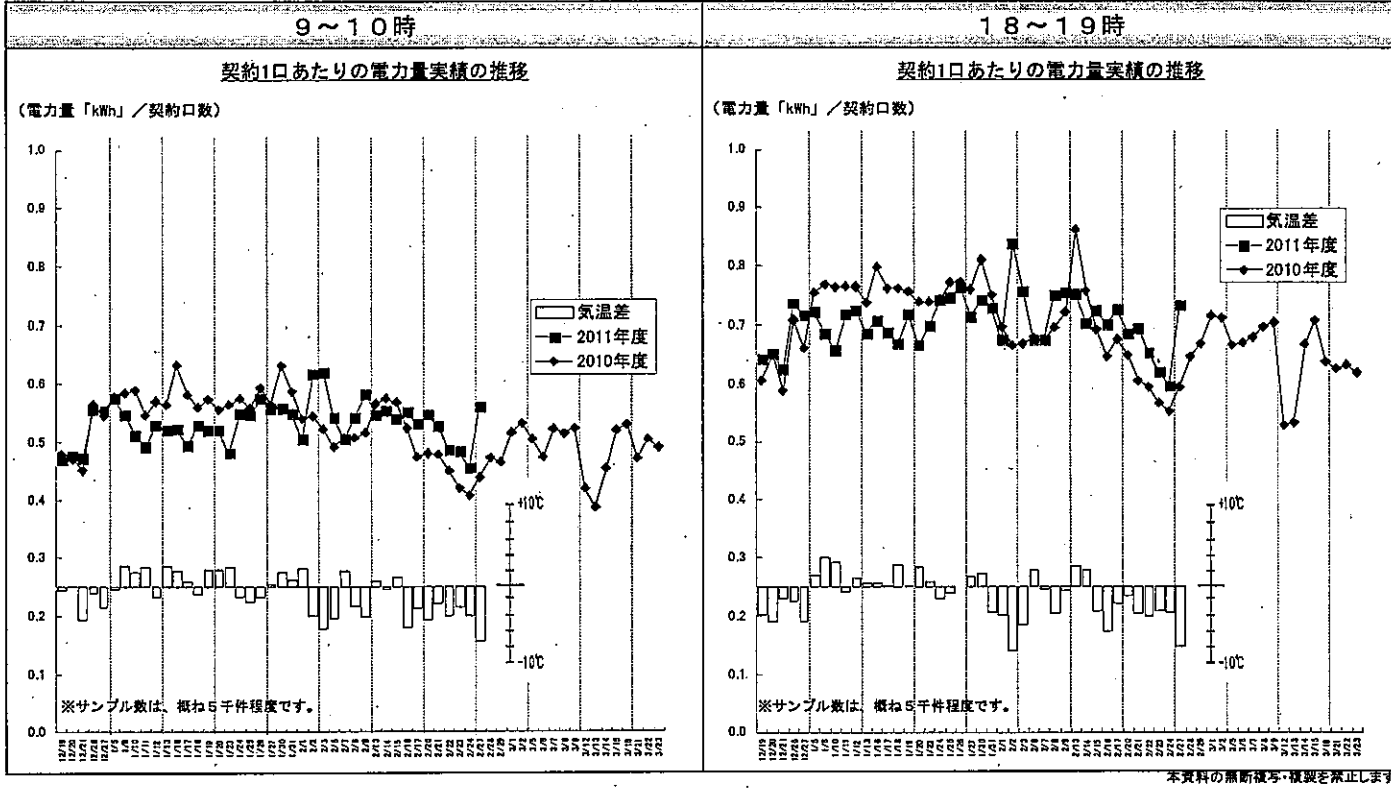


○節電要請期間である12/19から2/16までの実績では、前年と比べて、平均で約110万kW(約4%)減少しています。この中に節電効果が含まれているものと考えられます。

本資料の無断複写・複製を禁止します

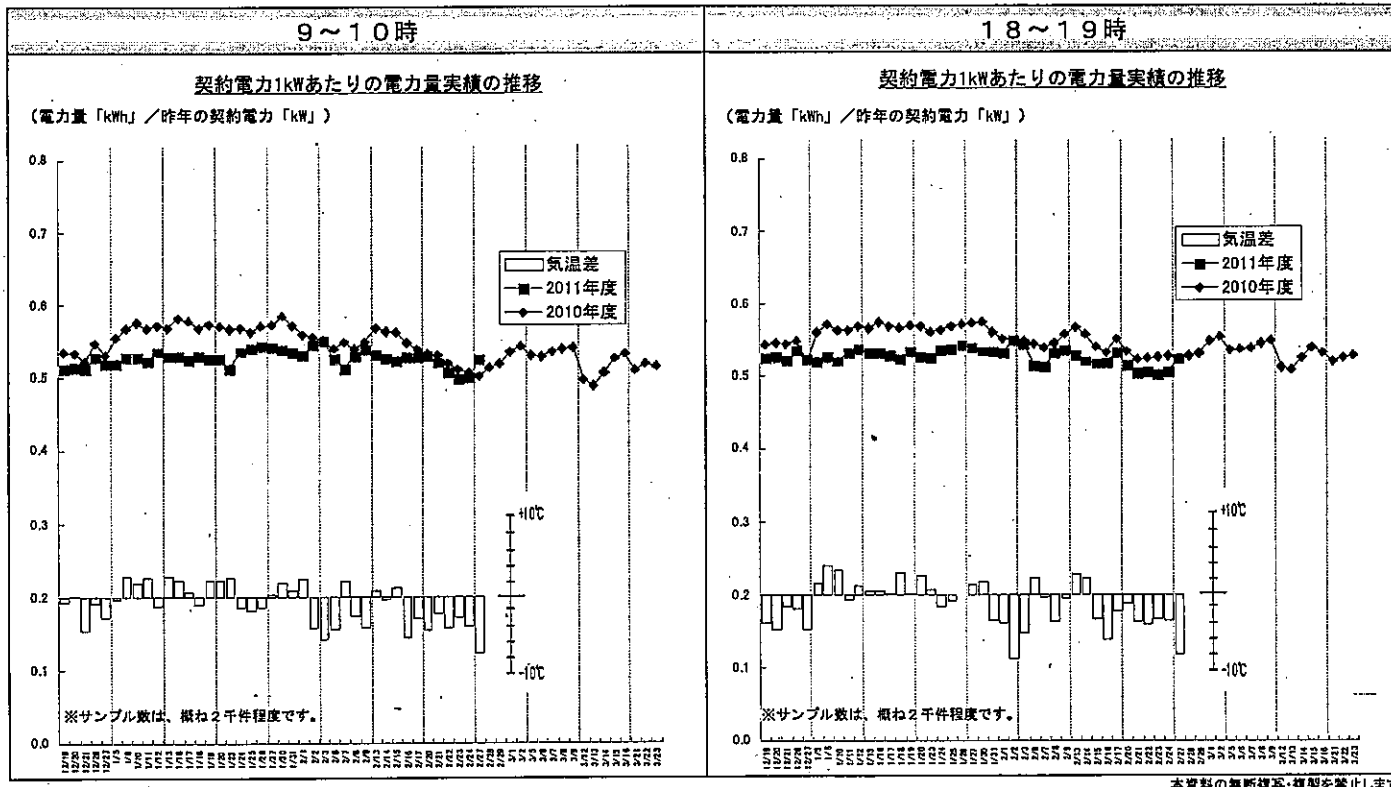
今冬の電力需要実績の推移 (家庭用 契約電力100kW以下)

○本年及び前年の平日の9～10時と18～19時における契約1口あたりの電力量実績の推移をお示しします。
 ○気温は大阪市の当該時間帯の気温を使用しています。
 ※電力量実績はサンプルデータを使用していることから、それぞれの需要種別全体の電力量が平均化されたものではありません。

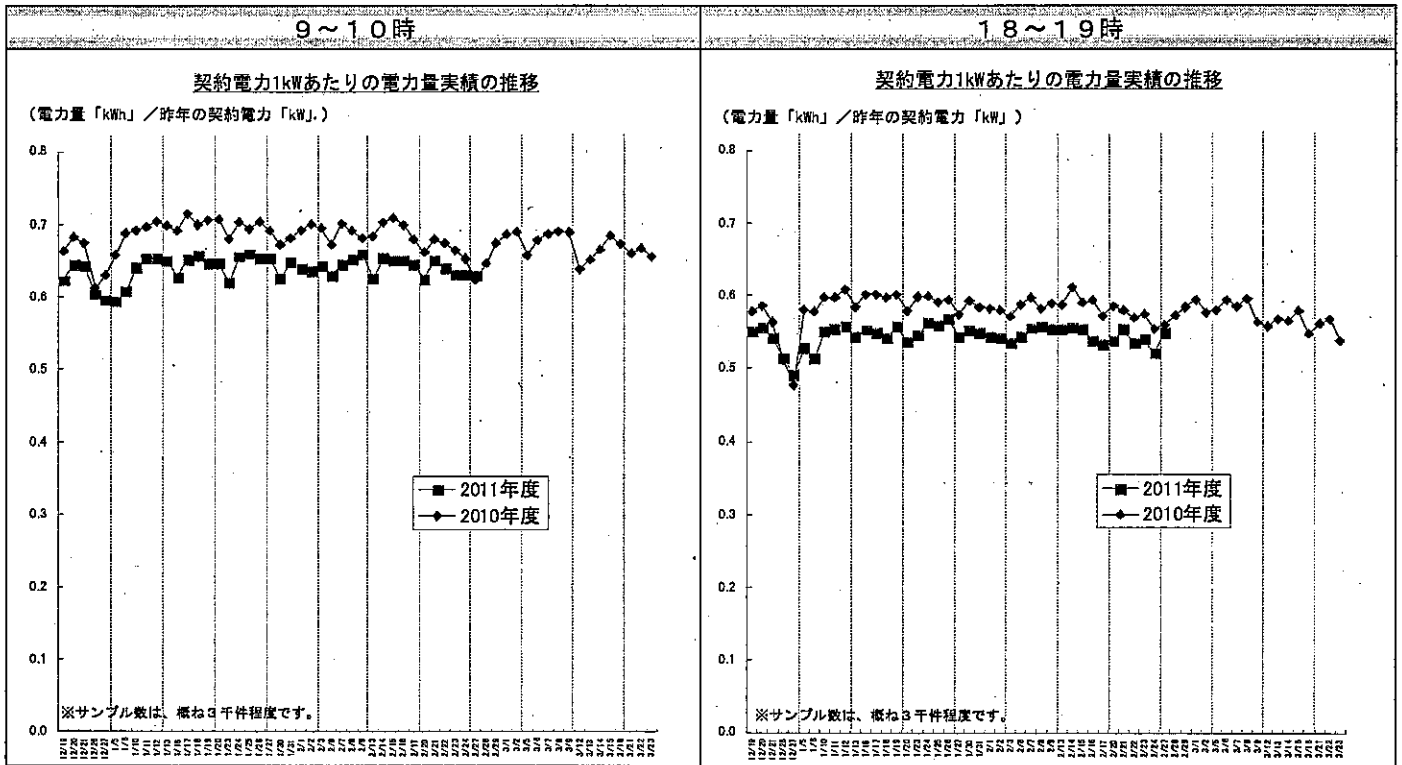


今冬の電力需要実績の推移 (業務用 契約電力1500kW以上)

○本年及び前年の平日の9～10時と18～19時における契約電力1kWあたりの電力量実績の推移をお示しします。
 ○気温は大阪市の当該時間帯の気温を使用しています。
 ※電力量実績はサンプルデータを使用していることから、それぞれの需要種別全体の電力量が平均化されたものではありません。



○本年及び前年の平日の9～10時と18～19時における契約電力1kWあたりの電力量実績の推移をお示します。
 ※電力量実績はサンプルデータを使用していることから、それぞれの需要種別全体の電力量が平均化されたものではありません。



※サンプル数は、概ね3千件程度です。

※サンプル数は、概ね3千件程度です。

本資料の無断複写・複製を禁止します

地域(支店)別・用途別の電力量実績の推移

○本年及び前年の1月分電力量実績を弊社支店別・用途別にお示します。
 ・弊社では、お客さまの毎月の電力使用量について、一律の検針日ではなく、地域別等により設定した検針日単位に順次確認しています。^(注)
 1月分電力量実績は、12月1日～1月31日の中の1ヶ月間の実績です。
 ・弊社の各支店が所管するエリアと各行政区は一致しません。
 ・四捨五入の関係で、合計値が合わない場合があります。

(単位:千kWh)

大阪北支店				大阪南支店				京都支店				神戸支店			
	H23.1	H24.1	対前年比		H23.1	H24.1	対前年比		H23.1	H24.1	対前年比		H23.1	H24.1	対前年比
家庭用	1,064,324	973,583	91.5%	家庭用	1,002,899	914,630	91.2%	家庭用	705,831	651,698	92.3%	家庭用	936,598	852,101	91.0%
業務用	1,032,763	986,327	95.5%	業務用	766,411	720,371	94.0%	業務用	537,844	508,686	94.6%	業務用	669,807	641,343	95.8%
産業用	687,588	651,469	94.7%	産業用	881,385	843,814	95.7%	産業用	421,984	400,195	94.8%	産業用	681,779	638,664	93.7%
その他	32,967	31,081	94.3%	その他	28,747	27,377	95.2%	その他	20,871	19,168	91.8%	その他	28,903	27,419	94.9%
合計	2,817,642	2,642,460	93.8%	合計	2,679,442	2,506,192	93.5%	合計	1,686,529	1,579,747	93.7%	合計	2,317,086	2,159,527	93.2%

奈良支店				滋賀支店				和歌山支店				姫路支店			
	H23.1	H24.1	対前年比		H23.1	H24.1	対前年比		H23.1	H24.1	対前年比		H23.1	H24.1	対前年比
家庭用	370,396	339,438	91.6%	家庭用	386,807	363,123	93.9%	家庭用	306,172	284,047	92.8%	家庭用	499,530	461,018	92.3%
業務用	219,575	206,142	93.9%	業務用	254,250	242,610	95.4%	業務用	187,701	176,093	93.8%	業務用	308,568	289,264	94.4%
産業用	181,894	161,331	88.7%	産業用	662,029	625,369	94.5%	産業用	172,330	166,266	96.5%	産業用	919,290	890,628	96.9%
その他	10,214	9,888	96.8%	その他	11,988	11,090	92.5%	その他	9,518	8,841	92.9%	その他	15,179	14,777	97.4%
合計	782,079	716,799	91.7%	合計	1,315,073	1,242,192	94.5%	合計	675,722	635,247	94.0%	合計	1,740,568	1,655,687	95.1%

全社計			
	H23.1	H24.1	対前年比
家庭用	5,272,555	4,839,637	91.8%
業務用	3,974,919	3,770,836	94.9%
産業用	4,608,279	4,377,737	95.0%
その他	159,362	150,652	94.5%
合計	14,015,115	13,138,863	93.7%

※家庭用:従量電灯A、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、深夜電力(低圧)。
 ※業務用:従量電灯B、低圧総合利用契約、低圧電力、低圧季節別電力、業務用電力。
 ※産業用:高圧電力A、大口電力。
 ※その他:公衆街路灯、農専用電力、その他電力など。
 ※各支店合計と全社計は一致しません。
 ご参考:全社に占める各支店[電力量合計]の割合(H24.1)

支店	割合
大阪北	20.1%
大阪南	19.1%
京都	12.0%
神戸	16.4%
奈良	5.5%
滋賀	9.5%
和歌山	4.8%
姫路	12.6%

(注) 検針日程のイメージ

本資料の無断複写・複製を禁止します

会社支店別 所管エリア

参考

支店	所管エリア	
大阪北	大阪府	大阪市[此花区、福島区、港区、大正区、西区、西淀川区、北区、都島区、城東区、鶴見区、東成区、天王寺区(近鉄大阪線以北)、中央区(南船場、心斎橋筋、西心斎橋、東心斎橋、島之内、高津2~3丁目、日本橋、道頓堀、難波、千日前、難波千日前、宗右衛門町、瓦屋町3丁目7・10番、道頓堀1丁目東を除く)、旭区、生野区(勝山通以北。ただし、巽北を除く)、淀川区、東淀川区、旭区、鶴見区]、豊中市、池田市、箕面市、吹田市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市(田原台、上田原、下田原、さつきヶ丘、緑風台を除く)、枚方市、交野市、高槻市(田能、中畑、二料、出灰、杉生を除く)、茨木市、摂津市、豊能郡(妙見山上を除く)、三島郡
	兵庫県	伊丹市(下河原の一部)
大阪南	大阪府	大阪市[西成区、住吉区、東住吉区、住之江区、中央区(南船場、心斎橋筋、西心斎橋、東心斎橋、島之内、高津2~3丁目、日本橋、道頓堀、難波、千日前、難波千日前、宗右衛門町、瓦屋町3丁目7・10番、道頓堀1丁目東)、浪速区、天王寺区(近鉄大阪線以南)、阿倍野区、生野区(勝山通以南、巽北)、平野区]、八尾市(服部川の一部を除く)、東大阪市[山手町の一部(生駒山上)、上石切町2丁目の一部を除く]、堺市、高石市、大阪狭山市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、松原市、柏原市(峠の一部を除く)、泉北郡、泉南郡、南河内郡
	奈良県	生駒市(西畑の一部)、御所市[高天ヶ原(金剛山頂)]
京都	京都府	全域[京都市左京区(久多の北部)、京都市伏見区(醍醐一ノ切町、醍醐二ノ切町、醍醐三ノ切町)を除く]
	大阪府	高槻市(田能、中畑、二料、出灰、杉生)
	滋賀県	大津市(山中町の一部、大谷町、追分町、藤尾奥町、横木1~2丁目、茶戸町、稲葉台)
	福井県	小浜市、大飯郡(高浜町、おおい町)、三方郡(美浜町)、三方上中郡(若狭町)
神戸	兵庫県	神戸市[北区(淡河町)を除く]、明石市、洲本市、南あわじ市、淡路市、尼崎市、伊丹市(下河原の一部を除く)、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市、川辺郡
	大阪府	豊能郡(妙見山上)
奈良	奈良県	全域[生駒市(西畑の一部)、御所市(高天ヶ原(金剛山頂))、吉野郡十津川村(七色、竹筒、田戸、玉置川、神下、河俣)を除く]
	大阪府	東大阪市[山手町の一部(生駒山上)、上石切町2丁目の一部]、四條畷市(田原台、上田原、下田原、さつきヶ丘、緑風台)、八尾市(服部川の一部)、柏原市(峠の一部)
滋賀	滋賀県	全域[大津市(山中町の一部、大谷町、追分町、藤尾奥町、横木1~2丁目、茶戸町、稲葉台)を除く]
	京都府	京都市[左京区(久多の北部)、伏見区(醍醐一ノ切町、醍醐二ノ切町、醍醐三ノ切町)]
	岐阜県	不破郡[関ヶ原町(今須西町、今須中町、門前、祖父谷、平井、竹之尻、門間、下明谷、貝戸、新明)]
和歌山	和歌山	全域
	奈良県	吉野郡十津川村(七色、竹筒、田戸、玉置川、神下、河俣)
	三重県	熊野市(金山町、久生屋町、有馬町、井戸町、木本町、飛鳥町、五郷町、育生町、神川町、紀和町)、南牟婁郡(御浜町、紀宝町)
姫路	兵庫県	姫路市、たつの市、神崎郡、神戸市[北区(淡河町)]、加古川市、高砂市、三木市、西脇市、小野市、加西市、加東市、豊岡市、養父市、朝来市、相生市、赤穂市、宍粟市、美方郡、多可郡、加古郡、揖保郡、佐用郡、赤穂郡

本資料の無断複写・複製を禁止します

原子力発電所に係る情報連絡及びエネルギー対策の促進に関する覚書

関西広域連合を「甲」、関西電力株式会社を「乙」とし、原子力発電所の事故災害等に備えた関西地域の安全の確保のために必要な情報提供並びに長期的かつ低廉なエネルギー安定供給の確保、低炭素社会の実現に向けた取組を促進することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

(原子力発電所に関する情報提供)

第1条 乙は、原子力発電所の建設、運転、保守等に当たっては、関係諸法令を遵守し、原子力発電所の周辺の環境及び原子力発電所の建設、運転、保守等に従事する者の安全確保等のため万全の措置を講じる。

2 乙は、甲に対し、原子力発電所において次の各号のいずれかに該当する事態が発生した場合は、その旨を直ちに連絡する。

- (1) 地震、火災等により原子炉施設に非常事態が発生したとき
- (2) 放射性物質によって、原子力発電所の周辺の環境に異常が発生したとき
- (3) 非常用の炉心冷却設備等工学的安全施設が作動したとき
- (4) その他上記に準ずる異常が発生したとき

3 前項の場合、甲からの要請があったときは、乙は、甲に対し、その原因、内容等について十分説明しなくてはならない。

4 前々項に定めるもののほか、乙が原子力発電所に関して報道機関に発表を行う場合は、甲に連絡する。

5 甲と乙は、定期的な情報共有の場を設け、互いの情報交換と連携を図る。

(再生可能エネルギーの導入促進)

第2条 乙は、発電時にCO₂を排出しない、環境負荷が少ない太陽光や風力などの利用拡大に向けた研究開発と導入促進の取組を積極的に進め、再生可能エネルギーの普及に努める。

2 乙は、国における原子力、再生可能エネルギー及び化石エネルギー等のエネルギーに関する政策も踏まえつつ、エネルギー源の多様化を図り、安定的なエネルギー供給の手段の確立を進める。

3 甲は、再生可能エネルギーの普及に向け、地域での導入促進方策の実施、国への働きかけ等に積極的に取り組む。

4 甲と乙は、定期的な情報共有の場を設け、互いの情報交換と連携を図る。

(低炭素社会の構築)

第3条 乙は、甲の取組と連携して低炭素型のエネルギー提供システムの構築や商品・サービスの提供に積極的に取り組む。

2 甲は、限りあるエネルギーが社会全体で効率よく有効に利用されるよう、低炭素型の生活様式や社会システムの構築に向け、その対策や国に対する新たな制度設計、暮らし方の提案等に積極的に取り組む。

3 甲と乙は、定期的な情報共有の場を設け、互いの情報交換と連携を図る。

(その他)

第4条 本覚書に定める各事項について改定すべき事由が生じた場合には、甲又は乙のいずれからも本覚書の改定を申し出ることができる。この場合、当該改定の申出を受けた者は、誠意を持って協議に応じなければならない。

2 甲及び乙は、本覚書に定めがない事項又は本覚書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、本覚書の趣旨にのっとり、誠意を持って協議し、決定するものとする。

平成24年3月3日

甲 関西広域連合
広域連合長

乙 関西電力株式会社
取締役社長

産業空洞化防止に資する施策の強化及び 自然災害リスクを踏まえた企業立地支援に関する要望

昨年7月に発生したタイにおける洪水については、現地に進出している我が国の企業も大きな被害を受けており、関西広域連合の各構成府県において、アンケートや聞き取り調査を行ったところ、68企業が被害を受け、うち34企業に深刻な影響があったとの結果も出ています。

国内企業は、歴史的な円高等を背景として、海外進出の検討を余儀なくされていますが、産業空洞化防止の観点から抜本的な円高是正策を実施し、自然災害リスクが十分把握されている国内において事業を継続、発展させ、地域の産業と雇用を守っていくことが何よりも望まれます。

一方、進出した企業が被害を避けるためには、自然災害リスクの情報についても正しく把握することが必要不可欠ですが、海外展開をする企業に対し、政治リスクや経済リスクなどの各種情報提供を行っている日本貿易振興機構（ジェトロ）でも、自然災害リスクは提供されている情報に含まれていません。

については、地域の産業と雇用を守るとともに、海外展開する企業が自然災害リスクを回避できるよう、下記の事項について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 産業空洞化防止に資する施策の強化

産業の空洞化は、地域の経済活力や雇用を喪失させ、我が国の国力を大きく低下させることが懸念される。国においては大胆な円高・空洞化対策として立地補助金の拡充など各種の施策を第3次補正予算に盛り込み、実施されているところであるが、さらに実効ある施策を検討・実施するなど、産業空洞化防止に資する施策の強化を行うこと。

2 海外進出企業への自然災害リスクを踏まえた支援の強化

海外進出した企業が、自然災害リスクに脅かされることなく企業活動を行えるよう、以下の項目に配慮すること。

(1) 自然災害リスクのアドバイス機能の強化

各国・地域における自然災害リスクについて、国際的な災害にかかる知見を有する他省庁とも連携し、これまで以上にアドバイス機能の強化を行うこと。

(2) 中小企業が現地調査を行う際の支援の強化

自然災害リスクの把握には、現地調査や既進出企業へのヒアリングなどの手段が有効であることから、中小企業における現状を把握の上、実態に応じた支援の強化を行うこと。

平成24年1月13日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸	敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂	吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田	由紀子
委員	京都府知事	山田	啓二
委員	大阪府知事	松井	一郎
委員	鳥取県知事	平井	伸治
委員	徳島県知事	飯泉	嘉門

広域処理の推進に向けた取組の経緯

平成 24 年 1 月 17 日現在

○：環境省等の動き、 □：地方自治体の動き

H23. 4. 8	○災害廃棄物の受入協力要請
H23. 8. 11	○「災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」とりまとめ □「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」を表明
H23. 9. 28	□東京都が岩手県の災害廃棄物を受け入れる旨発表・・・本格的な広域処理第 1 号
H23. 10. 4	○災害廃棄物の広域処理推進会議（43 都道府県、74 市区町村、約 170 人が参加） ・・・細野環境大臣より協力を呼びかけ
H23. 10. 11	○「災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」一部改定
H23. 11. 2	○災害廃棄物の広域処理の受入検討状況調査（10 月 7 日付で全国の自治体に依頼）の中間報告を公表 □岩手県宮古市から東京都へ災害廃棄物の搬出開始（→3 日に搬入）
H23. 11. 10	□静岡県市長会、町村会が、がれき（災害廃棄物）の受入に係る共同声明発表
H23. 11. 18	○「災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」一部改定 ○岩手県宮古市で「広域処理現地見学会・意見交換会」を開催
H23. 11. 21	○全国都道府県知事会議・・・野田総理、細野環境大臣より協力を呼びかけ
H23. 11. 24	□東京都が宮城県の災害廃棄物を受け入れる旨発表 □青森県八戸市が県外災害廃棄物の受入れ方針を表明
H23. 12. 1	○野田総理が記者会見で広域処理の協力を要請
H23. 12. 6	□○秋田市議会において、広域処理に関する勉強会を開催 ・・・廃棄物対策課長が出席し、放射性物質の処理に関する安全性の説明を行うとともに、広域処理についての協力を要請
H23. 12. 7	□宮城県女川町から東京都へ災害廃棄物の搬出開始（→10 日に搬入） ・・・試験焼却を行い、住民説明会后、H24 年 3 月より本格実施予定
H23. 12. 8	□秋田県が岩手県北 4 市町村の災害廃棄物を受入れ方向である旨表明 □埼玉県知事が、議会において「広域処理の理解が進んできたので、埼玉県としても受入れを進めるべき」と発言

H23. 12. 10	<p>□○静岡県において、市町長を対象とした広域処理説明会を開催</p> <p>・ ・ ・ 高山政務官が出席し、改めて協力を要請</p>
H23. 12. 16	○災害廃棄物の広域処理に関するパンフレットを全国の自治体へ配布
H23. 12. 21	<p>□神奈川県知事が、議会において「神奈川県内で震災がれきを受入、被災地の復興に全面的に協力したい」と発言</p> <p>□岩手県宮古市から東京都へ災害廃棄物の本格搬出開始</p>
H23. 12. 22	○静岡県市長会で細野環境大臣より協力を呼びかけ
H23. 12. 24	○細野環境大臣が、静岡県島田市長との面会及び地元自治会との意見交換
H23. 12. 27	□大阪府が、「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」を策定
H24. 1. 11	○「災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」一部改定
H24. 1. 16	○災害廃棄物の広域処理に関するホームページの公開

広域処理に関する広報について

平成 24 年 1 月 20 日

○政府広報

災害廃棄物の広域処理に関する細野環境大臣ビデオメッセージ（政府インターネットテレビ）を作成、11 月 22 日に環境省ホームページに掲載。

また、細野大臣が政府広報ラジオ番組「政策情報 官邸発」に出演、11 月 21 日、22 日に放送、環境省ホームページに掲載。

○パンフレット

広域処理に関するパンフレット「津波被害による岩手県・宮城県の災害廃棄物の受け入れについて」を、福島県を除く全県に送付（12 月 19 日）

各県における市町村説明会や住民説明会の際にパンフレットを配布する場合については、必要部数を廃棄物対策課より送付。

○映像資料等

広域処理の必要性、安全性を御理解いただくためには、紙ベースの資料よりも映像がより効果的であることから、映像資料を作成中。1 月下旬を目途に作成し、ホームページに掲載予定。

なお、東京都による岩手県宮古市の災害廃棄物の受け入れの先行事業についての映像については、1 月 11 日に環境省ホームページに掲載。

○広域処理ホームページ

1 月 16 日に、新たに災害廃棄物の広域処理のページ「広域処理情報サイト」を開設。掲載内容は、広域処理の概要、現地の状況、広域処理の取組、よくあるご質問等である。

○お問い合わせ先の設定について

多くの一般の方から広域処理に関する問い合わせに対応するため、お問い合わせ先（外部電話）を設置。12 月 22 日より、対応を開始。

お問い合わせ先：03-5333-8250

※ 上記、お問い合わせ電話番号は指定廃棄物や除染と共通。指定廃棄物や除染専用として、福島県内にも設置（0242-85-8777）。

広域処理とは

対象と
処理方法

現地の状況

取組

よくあるご質問

資料一覧

ご意見・お問い合わせ

1日も早い復興のために、皆様のご理解・ご協力が必要です。
全国のチカラでぜひ岩手県・宮城県沿岸部（津波被害による）
災害廃棄物の早期処理を。

広域処理をお願いする災害廃棄物は放射能セシウム濃度が不検出または
低く、岩手県と宮城県の沿岸部の安全性が確認されたものに限りま



New 最新情報 >

サイト更新情報 2012.01.23
取組の「広域処理の取組の写真」に岩手県宮古市を追加しました。

サイト更新情報 2012.01.16
「広域処理情報サイト」公開しました。

> 一覧へ

広域処理とは >

対象と処理方法 >

現地の状況 >

**映像と写真で見る
広域処理の取組** >

**よくある
ご質問** >

被災地の災害廃棄物の現状写真をご覧
いただけます。

2011/11/2 岩手県宮古市



2011/12/4 宮城県女川町



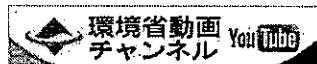
> もっと詳しく

災害廃棄物の広域処理の取組などを映
像や写真でご覧いただけます。

写真で見る広域処理の取組



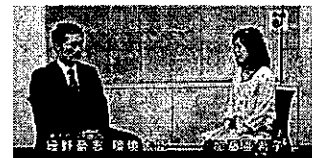
映像で見る広域処理の取組



> もっと詳しく

災害廃棄物の広域処理 推進に関するメッセージ

東日本大震災 災害廃棄物処理に皆さま
のご協力をお願いします



> 動画はこちらへ

> ラジオはこちらへ

よくある ご質問

災害廃棄物は被災地で処理でき
ないのですか？

広域処理の対象は？

> よくあるご質問一覧へ

資料一覧はこちら >



災害廃棄物の受け入れに
ついて、環境省の関連資料
をこちらよりご覧いただ
けます。

> 詳しくはこちら

災害廃棄物処理関連サイト



PDFファイルをご覧頂くためには、Adobe
Acrobat Readerが必要です。ボタンをクリッ
クし、Acrobat Readerをダウンロードして下
さい。

[ページTOPに戻る](#)

[著作権・リンクについて](#) [プライバシーポリシー](#) [サイトマップ](#)

東日本大震災で発生した災害廃棄物の受入について（回答）

平成 24 年 1 月 26 日
環 境 省

1 災害廃棄物処理のための基準についての明確化

原子炉等規制法では、原子力発電所内の工事で発生したコンクリートがらや金属類等のうち、そのまま再利用ができるとした基準（クリアランスレベル）は 100Bq/kg である。

しかし、環境省の「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）には、安全に埋立可能な目安として 8,000 Bq/kg という値が示されているが、クリアランスレベルとの間に数値上大きな乖離が生じている。

こうしたことから、住民に対し、安全性の確保について一貫した説明ができない状況となっている。国にあっては、放射性物質に汚染された可能性のある災害廃棄物の取扱いに関する基準について、クリアランスレベルとの関係を含め明確に説明するよう要請する。

（回答）

環境省では、原子力安全委員会の考え方や災害廃棄物安全評価検討会での検討を踏まえ、放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、通常行われている処理方法により、周辺住民、作業者のいずれにとっても安全に処理することが十分可能であることを確認し、放射性物質汚染対処特措法に規定する指定廃棄物の指定基準を 8,000Bq/kg を超えるものとしています。

この基準については、原子力安全委員会及び放射線審議会において検討され、適当である旨の確認をいただいているところであります。また、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下のものについて、追加的な措置なく管理型最終処分場で埋立てを実施することについては、既存の国際的な方法論と完全に整合性がとれていると、福島第一原子力発電所外の広範囲に汚染された地域の除染に関する IAEA ミッション（2011 年 10 月 7 日～15 日）の最終報告書において評価されています。

なお、検討の根拠となっている原子力安全委員会の考え方（「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成 23 年 6 月 3 日））は、原子炉等規制法における基準を基としており、原子力発電所の内外で整合がとれているものであります。

一方、原子炉等規制法に基づくクリアランスレベル（100Bq/kg）は、再生利用を含め、あらゆる利用を想定して設定された基準であり、これ以下のものは、市場に広く流通させることが可能です。

以上から、二つの基準については位置づけが異なるものであります。

とりわけ、今回の災害廃棄物に含まれる放射性セシウムは水に溶出しやすいとされているが、環境省のガイドラインでは海面処分場における処分についての方針が明確になっていないため、早急に海面処分場における技術的な指針を示すことを要請する。

(回答)

放射性セシウムが水に溶出しやすいとされるのは飛灰であり、焼却前の災害廃棄物や不燃物については、放射性セシウムの含有量の大小にかかわらず、いずれも溶出濃度が検出限界未満との知見があり（災害廃棄物安全評価検討会（第10回）資料3p22参照）、また、焼却後の主灰も、溶出しにくいとの知見が得られています（災害廃棄物安全評価検討会（第10回）資料3P.27参照）。

海面埋立については、上記の埋め立てる廃棄物の種類による溶出濃度の違いに加え、埋立処分場の構造、立地、排水方法、陸地部分の有無などの違いを考慮することが必要であることから、個別に評価することとしています。既に評価を行っている例として、横浜市においては、放射性セシウムを含有した下水道汚泥の焼却灰を海面埋立処分場に埋め立てることについて、個別に安全評価を行い、環境省が設置している災害廃棄物安全評価検討会（第10回）において、その内容について問題がないとの評価を受けています（資料8）。

災害廃棄物の広域処理に伴う、関西地方における海面埋立処分場での受入については、受入候補となる関西地方の地方公共団体及び海面埋立処分場の所有者・管理者の協力が得られれば、個別評価を行い、安全性を確認することが可能です。なお、環境省としては、地方公共団体及び海面埋立処分場の所有者・管理者の協力が得られれば、関西地方における海面埋立処分場の安全性の評価の実施について検討して参ります。

2 災害廃棄物の処理の全体方針スケジュールの明確化

広域処理の必要量の把握の前提となる災害廃棄物の種類別発生量、域内処理可能量、コンクリートがら、木くずなどのリサイクル可能量などが明らかにされておらず、処理の全体方針が明確化されていない。

それゆえ、広域処理の必要性やその具体量、処理方法などが明確にされていない。

環境省にあっては、災害廃棄物全体の処理方針と計画及びスケジュールを早期に明らかにするよう要請する。

(回答)

被災地では、膨大な量の災害廃棄物が発生していることから、復旧・復興の前提となる処理を迅速に行うために、被災地以外の地域で処理を行う広域処理を進めていくことが不可欠であります。災害廃棄物の発生量、県内処理量、広域処理量につ

いては、岩手県災害廃棄物処理詳細計画や宮城県災害廃棄物処理実行計画（第1次案）及び各ブロック別資料（石巻ブロック、亘理名取ブロック）において明らかにされており、県内施設を最大限活用するとともに、新たに仮設焼却炉も設置して処理が進められています。しかし、それでも目標年度である平成26年3月末までに処理を完了させることが困難であるため、広域処理をお願いしています。広域処理の希望量は、岩手県で57万トン、宮城県で338万トン（石巻ブロック294万トン、亘理名取ブロック44万トン）、両県の合計395万トンとなっています。

(参考)

●岩手県災害廃棄物処理詳細計画

単位：千トン

	災害廃棄物発生量	県内処理量	広域処理量
柱材・角材	515	44	471
可燃物	806	777	29
不燃物	506	433	73
合計	1,826	1,253	573

※1 全体の災害廃棄物発生量は435.3万tと推計。表に記載している災害廃棄物の他、堆積物、金属くず、コンクリートがら等が発生しており、これらの発生量は252.7万tと推計。これらは業者への引き渡し、復興資材として活用等を行う計画。

※2 柱材・角材のうち太平洋セメント搬出分は可燃物に計上。

●宮城県災害廃棄物処理実行計画第1次案及び各ブロック別資料（石巻ブロック、亶理名取ブロック）

（石巻ブロック品目別処理量の見込み※1）

フェーズ1

単位：千トン

	受託処理量※2	県内	県外
混合廃棄物	398	0	398
木くず	156	156	0
コンがら	127	127	0
アスがら	21	21	0
金属	19	19	0
合計	721	323	398

フェーズ2

単位：千トン

	受託処理量※2	県内	県外
木くず	1,387	800	568
可燃物	2,045	84	1,248
二次仮置場で発生する焼却灰※4	—	—	208
金属	411	411	0
タイヤ	7	0	7
廃プラ	68	0	68
管理型品目	210	48	163
安定型品目	341	67	275
コンがら	997	997	0

アスから	164	164	0
処理困難物	12	6	6
洗浄土砂	492	492	0
合計※3	6,133	3,067	2,542

※1 数量は8月現在の想定であり、実際の発生量によって処分量は異なってくる

また、現在処分方法の変更等により県外処理量の低減に務めている

※2 宮城県が沿岸市町から受託して二次仮置き場において処理する量

※3 端数処理の関係で各品目別の合計とは一致しない

※4 木くず19千トン+可燃物713千トンを場内処理→焼却灰208千トンを県外リサイクル施設へ

ただし現時点では、極力県内処理を行うべく計画見直し中

(互理名取ブロック)

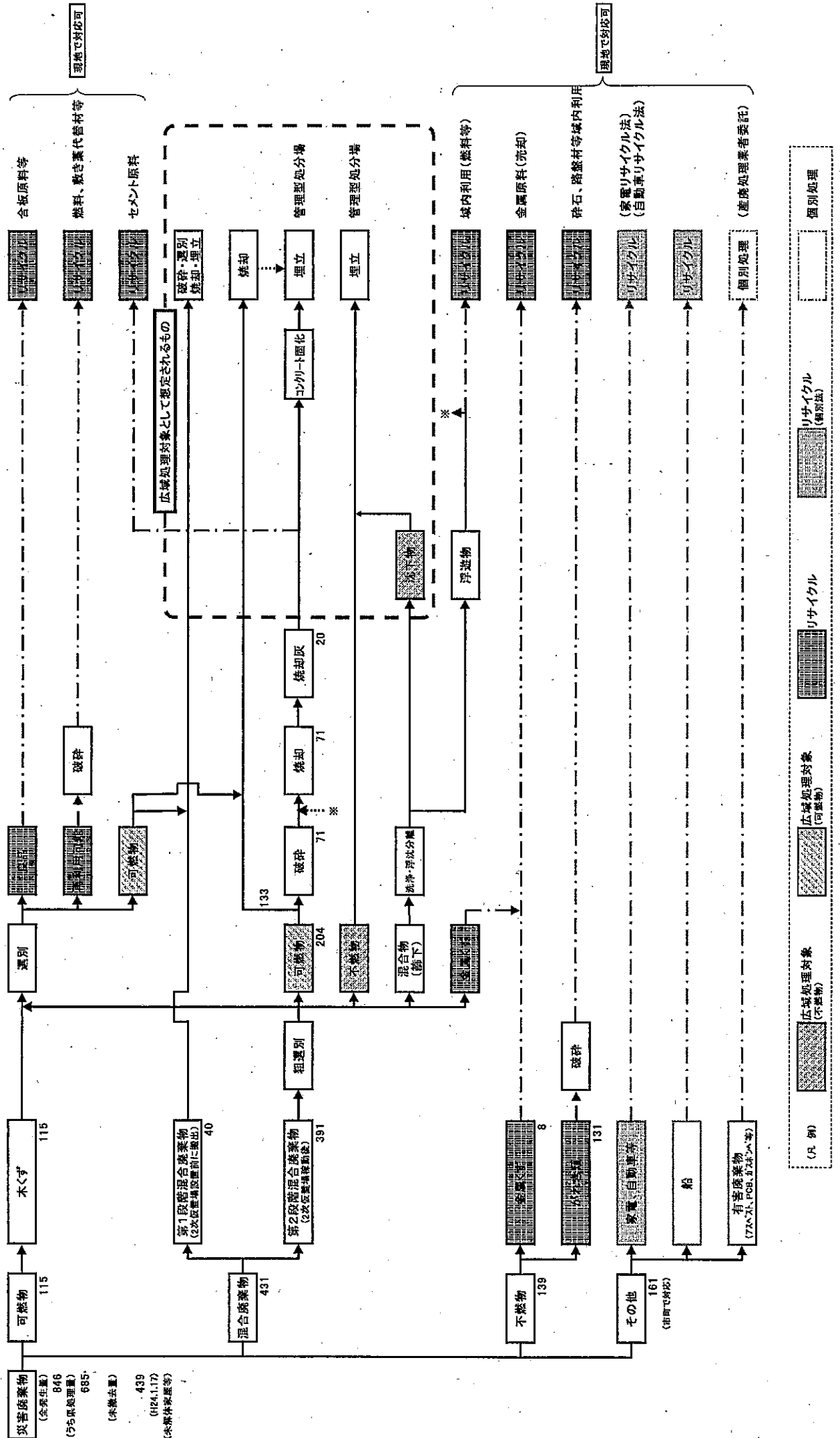
単位：千トン

	災害廃棄物発生量	県内処理量	広域処理量
木くず	825	660	165
粗大・混合ごみ (可燃)	22	21	1
コンクリートくず	308	308	0
アスファルトくず	47	47	0
金属くず	50	50	0
粗大・混合ごみ (不燃)	760	489	271
合計	2,012	1,575	437

※なお、東部ブロック及び気仙沼ブロックについては、広域処理必要量について宮城県において検討中です。

東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理フロー（宮城県石巻ブロックのケース）

（単位：トン）
（宮城県災害廃棄物処理実行計画より推計）



平成 24 年 1 月 23 日

関西広域連合
広域連合長 井戸 敏 三 殿

社団法人関西経済同友会
社団法人京都経済同友会
社団法人神戸経済同友会
滋賀経済同友会

琵琶湖・淀川流域の「水」に関する緊急提言

琵琶湖・淀川流域は、日本を代表する大流域で、その水利用者は、流域を越えて 1,700 万人以上に及び、社会的・経済的・文化的にまとまりのある圏域、「琵琶湖・淀川流域圏」を形づくり、関西の産業や暮らしを支えている。したがって、この流域の水資源に、防災面や水質保全等環境面において問題が生ずると、関西全体の生活面や経済面に多大なる影響を及ぼす危険があり、その管理については、琵琶湖・淀川流域圏全体で行うことが望ましい。

また、この流域圏における最大の水源であり 1,400 万人が飲料水として利用する琵琶湖は、約 400 万年の歴史を有し、古代湖の一つに数えられている。60 種を超える固有種と 1,000 種以上の動植物が生息・生育するこの古代湖琵琶湖の生態系保全については、広く流域圏全体に恵みをもたらすものとして、水質の保全とともに、取り組む必要がある。

これらの状況を踏まえると、治山・治水・利水・環境の総合的な観点から、琵琶湖・淀川流域圏全体の管理・運営に当る必要があり、その担い手として、関西広域連合(以下広域連合)が相応しく、広域連合は流域の主導的・総合的な管理・運営の体制・仕組みを早急に構築すべきである。これらの観点から、現在、広域連合が策定中の「関西防災・減災プラン」の中に、以下の 3 点について織り込むことを提言する。

また、本提言は、現在、広域連合が国に要望している、国土交通省近畿地方整備局の事務・権限の「丸ごと」移管を前提としており、広域連合は政府の地域主権戦略会議における「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」の閣議決定どおり、平成 26 年度中に国から権限が移譲されるよう、引き続きその実現を一段と強く要望すべきである。なお、奈良県の広域連合への参画を引き続き働きかけてほしい。

1. 自然災害(水害)に対する実効ある防災対策の策定

広域連合は、瀬田川洗堰はじめ流域の堰やダムの管理・運用も含め、国や関係機関との連携は勿論、流域圏内の自治体のニーズも踏まえながら、主導的・総合的に管理・運営を行える体制・仕組みを早急に構築すべきである。

(1) 「防災計画」と「総合プラン」の策定

広域連合は、琵琶湖・淀川流域での洪水・氾濫や、渇水、あるいは大阪湾での津波・高潮等のあらゆる水害に対し、流域圏全体で最小限の被害に止めるため、リスクを分担する「防災計画」を、流域周辺地域のまちづくりと一体化し、策定すべきである。

加えて、予防保全の観点からも流域全体の治山・治水・利水および環境に係る「総合プラン」を策定すべきである。

(2) 国、自治体との役割分担の明確化

「防災計画」や「総合プラン」の策定に当たっては、広域連合は、災害時等における府県や市町村との役割分担を明確にした上で策定すべきである。また、国との関係においては、内閣府・国土交通省・農林水産省など府省間の権限が複雑に絡むことにより対応が滞る懸念がある事項については、広域連合が主導的、スピーディに対応できるよう、役割分担を国と調整すべきである。

国には、東日本大震災で経験した多重災害を想定した高度な防災・減災計画を策定し、各地域のガイドラインを示すよう要請し、広域連合はその実行計画を織り込むべきである。

(3) 「関西広域災害対策(支援)本部」の迅速な対応

広域連合は、大規模な災害が発生した時に設置を計画している「関西広域災害対策(支援)本部」について、災害の発生が予測される時点で、的確かつ最新の情報と、適切な判断により即座に動き、防災に関する指示命令が府県ならびに関係市町村等に対して、直接発令される体制を構築するとともに、直接の発令に必要な、地方自治法をはじめとする関係法令の改正等を国に働きかけるべきである。

2. 有害物質等による水道水汚染への対応

地震・津波、あるいは今般の大震災を機に浮上した原発事故やテロなどの不測の事態によって、万が一にも、毒薬・劇薬・放射性物質等の有害物質が琵琶湖や流域河川に流入してしまった場合に、「水」による琵琶湖・淀川流域圏全体の社会経済活動の停滞を避け、水道水に対する地域住民の安心と安全に資するために、広域連合は以下の対策を早急に講ずるべきである。

(1) 汚染事故発生時に適切な指示が出せる組織・体制の構築

広域連合は、有害物質による水質汚染事故発生の際には、琵琶湖・淀川流域圏はじめ管轄地域内の汚染状況等について、国や自治体、水道事業者等とも連携して、正確な情報を一元的に収集・解析し、かつ適切に発信・開示・指示が出せるよう、組織・体制を構築すべきである。

また、放射性物質等の拡散については、その状況を的確かつ迅速に把握するため、広域連合はSPEED I(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)等、国や自治体等が収集したデータも含め、適切に開示する体制を構築すべきである。

加えて、広域連合は、琵琶湖・淀川流域圏の有害物質の拡散予測のシミュレーションが行えるような広範な連続した気象データ、及び汚染された物や生き物の処分方法・方策のデータ等、必要となる調査・実験データの収集を行い一本化するとともに、その適正な管理・運営が行える組織・体制を構築すべきである。

(2) 汚染事故発生時の生活用水等、水資源の確保

広域連合は、琵琶湖・淀川流域圏の水道水が有害物質により、汚染された場合にそなえ、まずは、水質汚染の規模・範囲等を的確・迅速に把握し、水道水源が利用できない地域と、その期間およびその水量を割り出し、即座に適切な対応ができるような体制を整えるべきである。

また、琵琶湖・淀川流域内だけでは必要な水量を賄いきれない場合を想定し、他の水源(代替水源)からの調達の手立てもあらかじめ構築すべきである。

そのためには、琵琶湖・淀川水系の水道事業の一体化を実現すべきである。

3. 環境保全対策の策定

琵琶湖・淀川流域は、水質や生態系でも一体的であり、渇水時や洪水発生時における琵琶湖の水位操作によっては、琵琶湖の生態系に影響を及ぼす等、防災と環境保全は密接に関連している。ついで、広域連合は、防災に当たり、環境保全対策も踏まえた総合的な体制を構築すべきである。

(1) 琵琶湖の水質保全と生態系の維持向上

淀川の流量の半分以上を占め、様々な恵みを生み出している琵琶湖の役割は大きく、その水質保全と生態系の維持・向上は流域圏全域における重要な課題である。広域連合は、水資源の涵養等、森林からつながる琵琶湖の集水域の管理などを含めた総合的な対応を、林野庁等とも連携をしながら取り組むべきである。

(2) 広域連合の広域防災局と広域環境保全局等の組織の連携・充実

琵琶湖・淀川流域の一体運用に当たっては、広域連合内において、相互に関連する広域防災局と広域環境保全局等、組織としての連携が不可欠である。広域連合は、過去の災害や環境保全、水質保全に関するデータやノウハウを関係機関とも共有するとともに、一元化された的確かつ最新の情報により適切な判断ができるよう、組織・体制を構築すべきである。

以上

平成24年3月3日
関西広域連合

北陸新幹線(敦賀以西)ルート提案に係る基本方針(案)

北陸新幹線(敦賀以西)ルートについて、関西広域連合は、部会を設置し、費用便益分析、経済効果や課題等について鋭意検討を進めているところであるが、その検討に当たっては、以下の基本方針に基づいて行うことに、広域連合の各構成員は合意する。

1. 広域連合の各構成員は、北陸新幹線が災害時の東海道新幹線の代替機能を果たすとともに、北陸圏および北関東・信越圏と関西圏を結ぶ国土政策として、極めて重要で早急な整備が必要な事業であることを共有し、関西全体の利益を考慮する。そのため、ルート提案にあたっては、開業までの期間、費用対効果(時間短縮効果をはじめとする利用者便益/建設・事業コスト等)、開業による波及効果などを主たる評価基準とし、総合的に判断する。

2. 広域連合の各構成員は、地元の意見を踏まえ、ルート提案に伴って発生する並行在来線の問題等、様々な地域課題やコスト負担のあり方について、関西全体で解決を図る。

3. 広域連合の各構成員は、部会での検討結果及び議会(連合議会・各府県議会)の意見を踏まえ、平成24年度末を目指して、全構成員の同意をもって、広域連合としてのルート提案に向けた結論を出す。

新名神高速道路全線早期整備に関する緊急要望（案）

新名神高速道路は西日本と東日本を結び、日本の産業・文化・社会経済活動を大きく支え、更には国際競争力のある広域的な地域経済圏を構築する新たな国土軸である。

また、東日本大震災を受け、高速道路のダブルネットワークの必要性が再認識されたところであり、国土のリダンダンシーの確保を図るためミッシングリンクである新名神高速道路の早期全線整備を強く求める。

一、「着工見送り区間」とされている「大津～城陽」、「八幡～高槻」間について早期に着工判断すること。

一、事業中である「城陽～八幡」、「高槻～神戸」間について、整備促進を図ること。

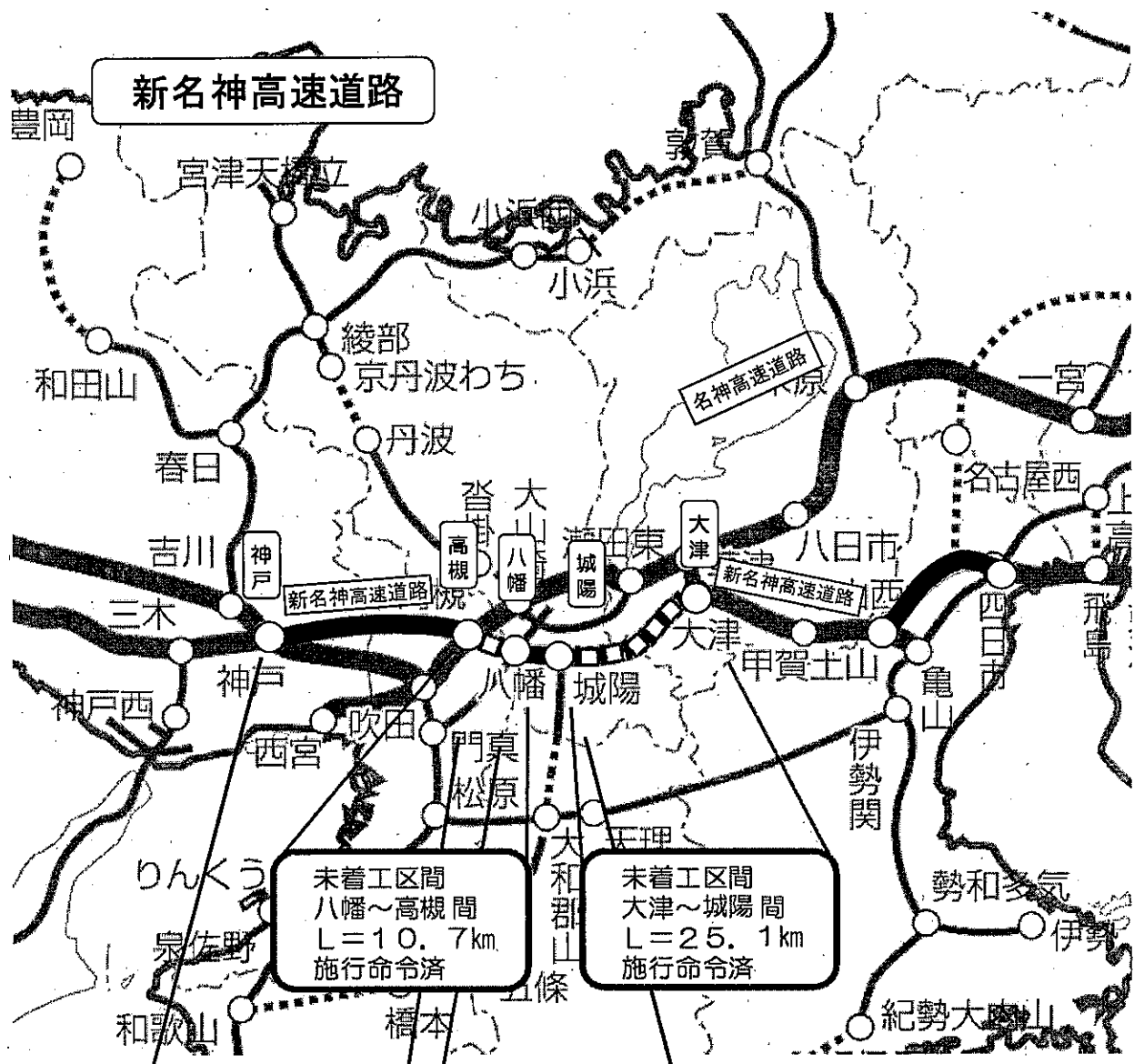
平成24年3月

関西広域連合
連合長
副連合長
委員
委員
委員
委員
委員

兵庫県知事
和歌山県知事
滋賀県知事
京都府知事
大阪府知事
鳥取県知事
徳島県知事

井戸仁坂
嘉田山田
松井平井
飯泉

三敏
吉伸
由紀子
啓二
一郎
伸治
嘉門



新名神高速道路

未着工区間
八幡～高槻間
L=10.7km
施行命令済

未着工区間
大津～城陽間
L=25.1km
施行命令済

事業中区間
高槻～神戸間
L=40.5km
H28年度完成予定

事業中区間
城陽～八幡間
L=3.5km
H28年度完成予定

平成 2 4 年 3 月 3 日

広域産業振興局

関西広域連合「公設試における機器等利用料の取扱い」について（報告）

○ 要 旨

工業系公設試験研究機関（公設試）における他府県企業に対する機器等利用料について、広域連合区域内企業に限り、平成 2 4 年 4 月 1 日より自府県並みにすることについて、必要な制度改正が整い次第、公表する予定であることを報告します。

○ 経 過

◆平成 23 年 6 月 関西広域連合委員会

- ・ 広域連合区域内の公設試の利便性向上を図るため、同区域内企業に限り、割増料金（※）を適用しないことについて協議。「各府県の実情も踏まえ、取り組む方向で今後検討していく」と決定。

※ 4 府県（滋賀・京都・和歌山・徳島）の公設試で、他府県企業に対し、機器利用料金等の 1.2 倍～2 倍の割増を設定。

◆現況

- ・ 広域産業振興担当委員から、割増料金を設定している 4 府県知事あて、制度改正依頼文を送付（平成 24 年 2 月 16 日付）。
- ・ これを受け関係府県が連合議会並びに各府県議会に事前調整を行い、必要な制度改正（減免規定の適用等）について手続中。

平成24年度予算案

単位:千円

平成24年度
(予算案) 平成23年度
(8月補正後) 差引増減

平成24年度予算要求総額	654,467	560,967	93,500	16.7%
--------------	---------	---------	--------	-------

〔7分野における基本的な取り組み〕

	平成24年度 (予算案)	平成23年度 (8月補正後)	差引増減	
I 広域防災	17,425	10,143	7,282	71.8%
管理費	410	410		
(1) 広域応援体制の整備				
① 関西防災・減災プランの充実・発展	3,072	828		
② 災害発生時の広域応援体制の強化	(一部新規) 1,408	972		
(2) 防災・減災対策の推進				
③ 広域防災に関する調査研究	140	12		
④ 広域応援訓練の実施	(拡充) 11,222	5,062		
⑤ 関西広域連合備蓄計画の作成	204	204		
⑥ 防災分野の人材育成	(一部新規) 957	2,643		
⑦ 感染症のまん延その他の緊急事態に係る構成団体間の連携・調整	12	12		
II 広域観光・文化振興	21,272	16,235	5,037	31.0%
管理費	410	410		
(1) KANSAIブランドの構築				
① 海外観光プロモーションの実施	8,136	4,490		
② KANSAI観光大使の任命と活用	(新規) 700			
③ 新発見KANSAI百景の選定・活用	(新規) 2,000			
④ ITを活用した観光ルートのPR	(新規) 4,336			
⑤ 山陰海岸ジオパーク活動の推進	1,000			
(2) 基盤整備の推進				
⑥ 関西地域限定通訳案内士の運営	1,487	1,987		
⑦ 通訳案内士(全国)の登録等	1,120	85		
⑧ 関西全域の観光統計調査	2,083	4,039		
III 広域産業振興	27,854	22,120	5,734	25.9%
管理費	410	410		
(1) 関西広域産業ビジョン2011の着実な推進				
① 関西広域産業ビジョン2011の広報・推進管理費	(拡充) 2,500	4,282		
(2) イノベーション創出環境・機能の強化				
② 産業クラスター連携事業	500	102		
③ 科学技術基盤活用促進事業	(協調事業) -			
(3) 中堅・中小企業等の国際競争力の強化				
④ 国内外での合同プロモーションの推進	(一部新規) 7,716	6,201		
⑤ ビジネスマッチングの促進	(一部新規) 10,716	6,201		
⑥ 公設試験研究機関の連携	4,204	3,642		
(4) 地域経済の戦略的活性化				
⑦ 「関西ブランド」のプロモーション	(再掲)			
⑧ 新商品調達認定制度によるベンチャー支援	1,308	1,282		
(5) 高度人材の育成・確保				
⑨ 産業人材育成にむけた検討	(新規) 500			
IV 広域医療	215,738	215,079	659	0.3%
管理費	410	410		
(1) 関西広域救急医療連携計画の推進				
① 関西広域救急医療連携計画の戦略的推進	1,088	2,267		
(2) 広域医療体制の確立				
② 広域的ドクターヘリの配置・運航	212,774	212,402		
③ 広域災害医療体制の整備	(新規) 116			
(3) 救急医療人材等の育成				
④ 救急医療人材等の育成	(新規) 1,350			

V 広域環境保全		25,928	25,697	231	0.9%
管理費		410	410		
(1) 関西広域環境保全計画の推進					
① 関西広域環境保全計画の戦略的推進	(新規)	1,618	632		
(2) 温室効果ガスの削減のための広域取組					
② 関西スタイルのエコポイント事業	(拡充)	1,452	385		
③ 電気自動車普及促進事業		1,469	2,445		
④ 住民・事業者啓発事業		2,167	3,037		
(3) 府県を越えた鳥獣保護管理の取組					
⑤ 府県を越えた鳥獣保護管理の取組(カワウ対策)		18,812	18,788		

VI 資格試験・免許		14,517	16,650	△ 2,133	-12.8%
管理費		816	680		
(1) 資格試験・免許の広域実施					
① 調理師・製菓衛生師		13,701	15,970		
② 准看護師		上記に含む	上記に含む		

VII 広域職員研修		3,420	3,191	229	7.2%
管理費		206	206		
(1) 広域的な視点の養成、業務執行能力の向上を図り、職員間の交流につなげる取組					
① 政策形成能力研修の実施		3,214	2,985		
② 府県連携型研修の実施	(新規)	—	—		
(2) 集約化による効果を期待する取組					
③ WEB型研修	(新規)	—	—		

〔中長期的な視点からの広域政策の企画調整〕

VIII 企画調整		84,408	48,269	36,139	74.9%
(1) 国出先機関対策					
① 国出先機関対策		68,608	44,769		
(2) 広域企画戦略					
② 広域インフラ検討		3,000	3,500		
③ 新エネルギー対策	(新規)	9,800	—		
④ 首都機能バックアップ構造構築	(新規)	3,000	—		

〔成長する広域連合としての的確な運営〕

IX 組織運営		243,905	203,583	40,322	19.8%
(1) 広域連合の効率的運営					
① 広域連合事務局運営 (予備費等5,001千円を含む。)		231,794	194,995		
② 関西広域連合協議会の開催		3,906	2,480		
(2) 広域連合議会の充実強化					
③ 広域連合議会運営		8,205	6,108		

※ 平成23年度(8月補正後)の内訳については、平成24年度事業に対応するものだけを記載しているため、内訳と総額が一致しない場合がある。

平成23年度補正予算（第2号）の概要

(歳出)

単位：千円

款	項	目	補正額	備考
総務費	総務管理費	一般管理費	1,608	派遣職員人件費負担金の増額 11,917 議会事務局専任職員2名分 △7,059 決算見込みによる減額調整 事務費の節減による減額 △3,250 報酬・旅費・使用料ほか
	選挙費	選挙管理委員会費	△92	事務費の節減による減額
	監査委員費	監査委員費	△216	事務費の節減による減額
事業費	広域防災費	広域防災事業費	△6,500	事業内容の見直しによる減額 △2,500 報償費・旅費・使用料ほか △4,000 委託料（広域応援訓練実施）
	広域産業振興費	広域産業振興企画費	△2,500	事業内容の見直しによる減額 △2,500 委託料（システム設計）
		広域産業振興事業費	△4,500	事業内容の見直しによる減額 △4,500 委託料（展示会運営）
	資格試験・免許等費	資格試験・免許等総務費	△8	
		資格試験・免許等事業費	△8,883	事業費の節減による減額 △8,883 委託料（システム設計・開発）
予備費	予備費	予備費	△4,002	
計			△25,093	

(歳入)

単位：千円

款	項	目	補正額	備考
分担金及び負担金	負担金	負担金	△10,915	
国庫支出金	国庫補助金	医療提供体制推進事業費補助金	△14,280	ドクヘリ運行経費に係る国庫補助金の減額
諸収入	雑入	雑入	102	
計			△25,093	

参考 平成23年度負担金内訳

単位：千円

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計
8月補正後	32,151	80,776	76,908	118,630	31,480	18,543	27,090	385,578
今回補正後	30,822	81,847	64,928	120,220	30,503	19,478	26,865	374,663
差引	△1,329	1,071	△11,980	1,590	△977	935	△225	△10,915

※トータルでは減額補正となるが、京都府・兵庫県・鳥取県の負担金については、ドクヘリ運行経費に係る国庫補助金の減額に伴う振替増額分があるため、増額となる。

分野別広域計画の概要

- 関西防災・減災プランの概要
- 関西観光・文化振興計画の概要
- 関西広域産業ビジョン2011の概要
- 関西広域救急医療連携計画の概要
- 関西広域環境保全計画の概要

関西防災・減災プランの概要

関西防災・減災プランの策定にあたって

1 プラン策定の背景と目的

(1) 背景

これまで関西では、関西全体を視野に入れた防災・減災の取り組みが行われてこなかった。東日本大震災のような大規模広域災害に対しては、広域的に対応することの重要性を改めて認識した。

(2) 目的

関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を実現することをめざし、関西広域連合規約及び関西広域連合広域計画に基づき、東海・東南海・南海地震等の大規模広域災害に対し、関西広域連合（以下「広域連合」という。）がとるべき対応方針やその手順等を定めるプランを策定する。

2 策定方針

①阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験・教訓を踏まえたプラン、②府県民に分かりやすいプラン、③充実・発展型のプランの3つの方針に基づき策定する。

平成23年度は、地震・津波災害対策編を策定するとともに、原子力災害対策編について概括的・骨格的な計画を策定する。

なお、風水害対策編、感染症対策編については、平成24年度以降順次策定していく。

また、計画の実効性を確保するために、不断の見直しを行い、必要に応じて修正することから、計画期間は設けない。

関西防災・減災プランの概要

○ 総則編

I プランの趣旨

1 策定の目的

大規模広域災害に対し、広域連合がとるべき対応方針やその手順等を定める。

2 策定にあたっての考え方

広域連合と府県や市町村その他の防災・減災に関わる主体との関係を明らかにするため、初動期から復旧・復興期に至る過程をシナリオ化し、その中で広域連合の役割を明示する。

<コラム>

「プランの特徴」と「広域連合だからできること」についてコラム的に記載

■ プランの特徴

- ① 全国初の本格的な広域にわたる防災・減災プラン
- ② 「受援」のあり方に踏み込んだプラン
- ③ 「初動対応」、「応急対応」に加え、「復旧・復興」過程を含めてシナリオ化したプラン
- ④ 広域連合のみならず防災関係機関の対応を網羅し、災害対応オペレーションの全体像を明示したプラン
- ⑤ 構成府県、市町村だけでなく、企業、ボランティア団体、府県民と連携・協力を進めるプラン
- ⑥ 未曾有といわれた2つの大震災の教訓を盛り込んだプラン

■ 広域連合だからできること

- ① 関西全体の防災の司令・調整役として被災府県の応援・受援を迅速に実施
- ② ノウハウの共有により、質の高い災害対応を行うことが可能
- ③ 国の出先機関など関西の関係機関とともに迅速かつ的確な災害対応を実現
- ④ 構成府県のみならず他の広域団体や民間企業、ボランティア等との連携により、迅速な災害対応や被災地のいち早い復旧・復興を実現
- ⑤ これまで取り組んでこなかった広域防災事務の実施で関西の安全・安心を向上

II 対象とする災害

本プランは、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害を対象とする。

III 広域連合の役割

- ・ 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示
- ・ 応援・受援の調整
- ・ 災害情報の共有、情報の発信
- ・ 災害に備えるための事業の企画・実施

○ 地震・津波災害対策編

I 被害想定

関西において大規模広域災害をもたらす地震に対し、構成府県で行った被害想定に基づき、防災・減災対策を体系的に講じる。

II 災害への備え

平常時から関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災に資する事業を展開し、災害に備える。

- ・ 関係機関・団体等との平常時からの連携
(構成府県、他の広域ブロック、国、専門家・防災研究機関、企業・ボランティア等)
- ・ 防災・減災事業の展開

III 災害への対応

1 初動シナリオ

広域連合では、情報収集すべき事象をあらかじめ定め、広域防災局、構成府県及び連携県による緊急派遣を行って支援ニーズを把握し、応援体制を確立する。

- ・ 情報収集体制の確立
- ・ 緊急派遣チーム(先遣隊)の派遣
- ・ 応援・受援体制の確立

2 応援・受援シナリオ

広域連合は、円滑な応援・受援が実施されるよう、構成府県及び連携県とともに職員を派遣して現地支援本部・現地連絡所を開設し、被災自治体はもとより、緊急・応急対策を実施する関係機関や全国から応援に入っている自治体等との調整を行う。

- ・ 情報の収集・提供
- ・ 広域避難の受入調整
- ・ 現地支援本部・現地連絡所の設置
- ・ ボランティアの活動促進
- ・ 被災者の支援
- ・ 帰宅困難者への支援
- ・ 救援物資の需給調整
- ・ 広域的な災害廃棄物(がれき等)処理の推進
- ・ 応援要員の派遣・受入調整

3 復旧・復興シナリオ

広域連合は、被災地の復旧・復興にあたり、必要に応じて関西全域の復興指針を示すとともに、阪神・淡路大震災等の復興ノウハウを提供する。

- ・ 復興戦略の策定
- ・ 被災自治体の復興業務への支援

※ 初動、応急、復旧・復興のそれぞれのステージごと、対応すべき事項ごとに順位づけし、それぞれの事項に係る関係機関の具体的な動きを、特に応援・受援に関するものを中心に災害対応のオペレーションを明示

○ 原子力災害対策編

I 基本的な考え方

今年度は、暫定的に概括的、骨格的な方向の取りまとめを行い、来年度、国の指針等の改訂を踏まえて見直し本格的な計画を策定する。

1 広域連合の役割

緊急時には、立地自治体や隣接自治体の避難対策等の防護措置を広域で支援するとともに、災害の状況を把握し、内外に広く関西圏域の安全安心のための情報を発信する。

2 原子力災害対策の留意点

放射性物質が五感で感じられないこと等、原子力災害特有の留意点を示す。

II 被害想定

1 防災・減災プランで対象とする原子力災害

広域的な観測体制、避難活動等の対応が必要となる原子力発電所等の事故災害を想定する。

2 事故災害の影響が想定される地域

予防的防護措置を準備する区域 (PAZ 5km)、緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ 30km)

III 災害への備え

- ・ 事業者との覚書
- ・ 通報連絡体制の整備
- ・ 広域でのモニタリング状況の把握
- ・ 平常時の情報発信と意識啓発
- ・ 資機材の整備と協力体制の構築
- ・ 広域避難に関する協力要請

IV 災害への対応

- ・ 災害対応のシナリオ
- ・ 初動体制の確立
- ・ 緊急時のモニタリング
- ・ 放射性物質拡散予測システムの活用
- ・ 広域避難の調整
- ・ 緊急被ばく医療
- ・ 除染活動
- ・ 流通食品対策
- ・ 家畜の移動
- ・ 風評被害対策
- ・ 水質汚染対策

委員会における検討状況

○ 第1回関西広域防災計画策定委員会

開催日：平成23年5月16日
開催場所：兵庫県災害対策センター1F
災害対策本部室

協議事項：

- ア 関西広域防災計画の策定方針
策定方針の確認
- イ 関西広域防災計画の構成
委員からの計画への意見を踏まえ関西広域
防災計画の構成、内容項目等の認識の共有

○ 第2回関西広域防災計画策定委員会

開催日：平成23年7月26日
開催場所：兵庫県災害対策センター1F
災害対策本部室

協議事項：中間報告案

○ 第3回関西広域防災計画策定委員会

開催日：平成23年11月3日
開催場所：兵庫県災害対策センター1F
災害対策本部室

協議事項：素案の検討

○ 第4回関西広域防災計画策定委員会

開催日：平成24年1月12日
開催場所：兵庫県災害対策センター1F
災害対策本部室

協議事項：最終案の検討

○ 第1回広域応援専門部会

日時：平成23年6月8日14時～16時

テーマ：

- 「巨大広域災害における支援と連携」
- 「関西広域連合が広域の防災計画を策定する意義」

○ 第2回・第3回広域応援専門部会

日時：平成23年7月5日10時～15時

テーマ：

- 「東日本大震災における被災地支援」
- 「NPOへの支援」
- 「広域災害における応急期から復旧期にわたる自治体間の受援・応援の課題」

○ 第1回被害想定専門部会

日時：平成23年6月30日10時～12時

テーマ：関西広域防災計画における対象災害及び被害想定

○ 第1回原子力災害対策専門部会

日時：平成23年8月12日10時～12時

テーマ：原子力災害の特性、検討課題の抽出

○ 第2回原子力災害対策専門部会

日時：平成23年9月27日10時～12時

テーマ：原子力災害対策編（素案）の考え方、骨子の検討

○ 第3回原子力災害対策専門部会

日時：平成23年11月4日10時～12時

テーマ：原子力災害対策編（素案）の検討

○ 持ち回り協議

（平成23年12月20日～平成24年1月10日）

原子力災害対策編（案）の検討

関西広域防災計画策定委員会委員名簿

委員名	所属
石川 永子	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター主任研究員
梅木 直幸	日本防災士会和歌山県支部 支部長
太田 直子	たかしま災害支援ボランティアネットワーク「なまず」代表
河田 恵昭（委員長）	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターセンター長
神田 彰	公益社団法人関西経済連合会 地域連携部長
岸谷 義雄	財団法人兵庫県消防協会 会長
木村 玲欧	兵庫県立大学環境人間学部 准教授
牧野 吉明	亀岡市篠町自主防災会 会長
村上 仁士	徳島大学 名誉教授
室崎 益輝（副委員長）	関西学院大学総合政策学部 教授
山下 淳	関西学院大学法学部 教授

※ オブザーバー参加：陸上自衛隊中部方面総監部、近畿管区警察局、第五管区海上保安本部、大阪府下消防長会、福井県、三重県、奈良県、鳥取県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

関西観光・文化振興計画の概要

関西観光・文化振興計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

府県という枠組みを越えて、関西を一つとして捉え、戦略的に取り組む方向を示すとともに、重点的な施策に大胆に取り組んでいくことを明らかにし、思い切った提言・ビジョンにより、関西から日本の元気を取り戻し、観光から日本の元気を取り戻すという高い目標を掲げる。

○計画期間：今後10年間を見据える。(事業推進計画は平成24年度から平成26年度)

関西観光・文化振興計画の概要

2 観光の現状と課題

- (1) 現状 来日外国人客数は世界第30位(アジア8位)と遅れており、魅力の発信と活用が不十分
- (2) 課題 ・インバウンド市場の変化 ・戦略的マーケティングの必要性 ・情報発信の転換
・関西ブランドの構築と発信 ・関西をまとめた体制の整備

3 広域観光・文化振興計画の基本方針と目標

- (1) 基本方針 ・国際観光なくして関西の発展なし ・文化観光資源の宝庫・強みを活かす
・関西ファンをつくる ・文化芸術の継承・創造を通じて観光を振興する
・「関西は一つ」になって観光に取り組む
- (2) 将来像 「アジアの文化観光首都」
- (3) 数値目標 関西への訪問外国人客数について、年間約1,000万人を目指す。

4 目標達成のための戦略

- (1) 「KANSAI」を世界に売り込む
(①テーマ、ストーリーのある広域観光ルートの提案(山陰海岸ジオパークなど) ②「KANSAI 国際観光YEAR」の展開) など
- (2) 新しいインバウンド市場への対応
(①ニューツーリズムの魅力強化 ②MICEの取組強化(KANSAI 統合型リゾートの検討) など
- (3) マーケティング手法による誘客
(①海外現地マーケットの需要開拓とビジネスネットワーク構築 ②KANSAI WEB戦略) など
- (4) 文化振興等との連携
(①関西の文化芸術活動等の交流・協働と関西文化の魅力発信 ②関西の「祭り」等の活用 ③関西文化に親しむ機会の拡充(古典の日など))
- (5) 安心して楽しめるインフラ整備の充実
(①関西国際空港の魅力向上 ②おもてなし・利便性の向上 ③観光まちづくり ④観光統計のあり方を提示 ⑤関西地域限定通訳案内士(仮称)の創設)

5 実現に向けた進め方

- (1) 関西広域連合が果たすべき役割
①リーダーシップの発揮 ②官民連携の推進
- (2) 事業推進計画(24年度～26年度)
- (3) 規制改革・権限委譲等

関西観光・文化振興計画策定委員会における検討状況

第1回関西観光・文化振興計画策定委員会

開催日：平成23年5月19日

開催場所：京都ブライトンホテル

協議事項：委員会の設置（設置要綱）・座長選出・計画スケルトン・スケジュール・関西のインバウンドの状況・自由討論

第2回関西観光・文化振興計画策定委員会

開催日：平成23年7月6日

開催場所：京都平安ホテル

協議事項：第1回のまとめの報告・委員との勉強会の概要報告
 告専門家からの意見聴取概要報告・中間案について

第3回関西観光・文化振興計画策定委員会

開催日：平成23年12月16日

開催場所：京都平安ホテル

協議事項：(1)中間案の修正案・「KANSAI 統合型リゾート研究会」の論点・事業推進計画・広域観光ルートの考え方について

第4回関西観光・文化振興計画策定委員会

開催日：平成24年1月19日

開催場所：京都平安ホテル

協議事項：計画最終案・広域観光ルートの提案について

タスクフォース

第1回開催日：平成23年3月16日

テーマ：計画の構成、観光資源調査

第2回開催日：平成23年4月27日

テーマ：策定委員会・計画のスケルトン、スケジュール

第3回開催日：平成23年7月1日

テーマ：中間案・広域ルート策定の進め方

第4回開催日：平成23年11月10日

テーマ：広域観光ルート

第5回開催日：平成23年11月21日

テーマ：広域観光ルート

第1回勉強会（坂上委員、大橋座長）

開催日：平成23年6月24日

テーマ：坂上委員との意見交換

第2回勉強会（橋爪委員）

開催日：平成23年7月1日

テーマ：統合型リゾートほか

専門家（2名）からの意見聴取

開催日：平成23年6月30日

テーマ：計画についてのご意見

関西観光・文化振興計画策定委員会委員名簿

委員名	所属
アレックス・カー	東洋文化研究者
大橋 昭一	和歌山大学名誉教授
坂上 英彦	京都嵯峨芸術大学芸術学部観光デザイン学科教授
橋爪 紳也	大阪府立大学21世紀科学研究機構教授・観光産業戦略研究所長・大阪市立大学都市研究プラザ特任教授
畑山 美和子	朝日新聞東京本社be編集長兼夕刊フィーチャー編集長
平岩 孝一郎	(社)日本ホテル協会常任理事
福島 伸一	関西国際空港(株)代表取締役社長
船山 龍二	(社)日本観光振興協会副会長

関西広域産業ビジョン2011の概要

関西広域産業ビジョン2011の策定にあたって

1. ビジョン策定の背景と目的

- ・今後進展する人口減少や激化する国際的地域間競争下で、関西産業の国際競争力を強化するため、構成府県間、国や他の自治体、産学との協力と創造によるシナジー（相乗）効果を発揮し、関西が国内外から認知される広域経済圏の形成が不可欠。
- ・目指すべき将来像と、関西広域連合が当面取り組むべき戦略を提示。構成府県や、産学などオール関西の関係機関との役割分担と連携の下で、“関西経済の活性化”に取り組む決意を宣言。

2. 計画期間

今後10年間（将来像としては、今後20～30年先を展望）

関西広域産業ビジョン2011の概要

一. 現状認識

1. 関西経済の現状と課題

国際的な相互依存関係が深化する中、アジア諸国は経済活動が急速に進展。一方、関西は経済規模の対全国シェアや、高い人口減少幅など求心力の低下が続く。関西が国内経済中枢機能の代替・バックアップ機能を実現していくにもインフラやエネルギー需給面でのリスク対策が求められる。

2. 関西経済の特徴とポテンシャル

関西は首都圏に次ぐ国内第2位の経済圏。従業者数や域内総生産の3/4が第3次産業。我が国を代表する先端産業・振興拠点が立地し、国内有数の歴史・文化資源や豊かな自然に育まれた産業資源、ものづくりなど多様な産業が集積している。

二. 関西が目指す将来像

【将来像】長期（20～30年先）を展望し実現を目指す。

◆日本とアジアの結節点となる <アジアとつなぐ関西>

- ・物流、人流のインフラとソフトパワーで、国内やアジアから「人・モノ・金・情報」の集まる
- ・日本とアジアを結ぶ結節点としての機能を果たすことを目指す。

◆日本の成長を牽引する東西二極の一極を担う <協創する関西>

- ・関西の市場規模を背景に日本の東西二極の一極を担い、さらに新たな協創による他地域との共存共栄と地域間交流の増加で自らの魅力を高め、世界に開かれたアジアの経済拠点を目指す。

◆地域の魅力を支える豊かな生活圏を形成する <新たな価値を創出する関西>

- ・新たな価値を創出し、スローで豊かな生活を実感できる多様性を持つ生活圏の形成を目指す。

【目標】活発なアジアを中心とする外需を積極的に取り込み域内経済活動を活性化、関西が起爆剤となり日本経済の拡大に貢献することで、関西（広域経済圏）がアジアの経済拠点として成長することを目指す。30年後の経済・産業の国内シェアを25%、GRPを約1.8倍（2010年度比）の約180兆円とすることを目標とする。

三. 広域課題に対応する新たな「関西経済活性化戦略」～日本の元気を先導するために～

今後10年を見据えた重点的取り組み。中長期的にはボリュームゾーンにも広範に対応。

<戦略1>世界の成長産業をリードするイノベーション創出環境・機能の強化（グリーン、ライフ等）

<戦略2>高付加価値化による中堅・中小企業等の国際競争力の強化（成長産業参入促進、マッチング等）

<戦略3>「関西ブランド」確立による地域経済の戦略的活性化（ポテンシャル活用、アジア等から集客）

<戦略4>企業の競争力を支える高度人材の確保・育成（高度コミュニケーション人材、理工系人材等）

四. ビジョンの実現に向けて

1. 戦略を実現するための具体化手法（段階的な取り組み拡大と事業化評価、進捗管理等）

2. 事業推進体制の確立～プラットフォームの構築～（国の出先機関改革を踏まえ、経済界等の連携・参画を得て、事業の実施・調整基盤であるプラットフォームを構築）

3. 関西広域連合と構成各府県の役割の整理（取り組む事業の整理、広域連合への事務移管時の視点）

附言「災害等に対する産業機能の備え」

(1) 震災に対応した産業支援の取り組み等（恒常的な支援の仕組みづくりと、災害時の備え）

(2) 首都機能のバックアップ構造の構築（非常時に東西日本で補完できるデュアルシステムの構築）

(3) 柔軟かつ強靱な広域産業基盤の整備（国土軸上のリスク回避、インフラ整備による競争力強化）

委員会における検討状況

第1回関西産業ビジョン（仮称）策定委員会

開催日：平成23年4月20日

開催場所：大阪府庁本館 2階 第4委員会室

協議事項：関西産業ビジョン（仮称）検討資料説明、委員による自由討議 等

第2回関西産業ビジョン（仮称）策定委員会

開催日：平成23年7月8日

開催場所：大阪府庁本館 2階 第3委員会室

協議事項：関西産業ビジョン（仮称）中間とりまとめ（WG検討案）

第3回関西産業ビジョン（仮称）策定委員会

開催日：平成23年7月26日

開催場所：大阪府公館

協議事項：関西産業ビジョン（仮称）
中間とりまとめ（案）

第4回関西産業ビジョン（仮称）策定委員会

開催日：平成23年10月24日

開催場所：大阪府公館

協議事項：ビジョン（中間案）に対する
パブリックコメント
関西産業ビジョン（仮称）（事務局案）

第5回関西産業ビジョン（仮称）策定委員会

開催日：平成23年12月7日

開催場所：大阪府咲洲庁舎 50階 迎賓会議室

協議事項：関西産業ビジョン（仮称）（最終案）
の検討

第6回関西産業ビジョン（仮称）策定委員会

開催日：平成24年2月27日

開催場所：大阪府庁本館 5階 正庁の間

協議事項：関西広域産業ビジョン2011（最終案）及び今後の推進体制
平成24年度広域産業振興局の予算案及び事業計画案

第1回関西産業ビジョン（仮称）検討ワーキング

日時：平成23年5月17日

テーマ：「取組みの方向」と「戦略」

第2回関西産業ビジョン（仮称）検討ワーキング

日時：平成23年5月31日

テーマ：各府県の重点取組分野、震災対応

第3回関西産業ビジョン（仮称）検討ワーキング

日時：平成23年6月7日

テーマ：ビジョン骨子案

第4回関西産業ビジョン（仮称）検討ワーキング

日時：平成23年6月21日

テーマ：ビジョン中間とりまとめ案

第5回関西産業ビジョン（仮称）検討ワーキング

日時：平成23年7月5日

テーマ：ビジョン中間とりまとめ案

第6回関西産業ビジョン（仮称）検討ワーキング

日時：平成23年10月18日

テーマ：ビジョン中間案に対するパブリックコメント

第7回関西産業ビジョン（仮称）検討ワーキング

日時：平成23年11月22日

関西産業ビジョン（仮称）策定委員会委員名簿

委員名（50音順）	所属
稲田 義久	甲南大学 経済学部 教授
今仲 行一	技術研究組合NMEMS技術研究機構 理事長
加藤 恵正	兵庫県立大学 政策科学研究所 所長
小嶋 淳司	がんこフードサービス株式会社 会長（大阪商工会議所 副会頭）
森下 俊三	西日本電信電話株式会社 相談役（関西経済連合会 副会長）

※オブザーバー参加：

若井 英二 近畿経済産業局 総務企画部長（平成23年5月15日まで）

中村 稔 近畿経済産業局 総務企画部長（平成23年5月16日から）

杉本 安史 大阪府 商工労働部長

関西広域救急医療連携計画の概要

関西広域救急医療連携計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

関西の府県域を越えた広域救急医療連携の更なる充実に向け、関西広域連合及び構成府県の取り組みを定め、「関西の安全・安心」の実現に資するために策定する。

2. 計画期間

平成24年度から平成26年度（※必要に応じ所要の見直しを行う）

関西広域救急医療連携計画の概要

第1章：計画の基本的事項

- 1 わかりやすく、具体性のある計画
- 2 進化・成長する計画
- 3 東日本大震災における課題等を踏まえた計画

第2章：目指すべき将来像

- 1 基本理念：「安全・安心の医療圏「関西」」の実現
- 2 関西が目指す将来像(概ね5年先を展望した「広域救急医療体制」の将来像)
各府県の「3次医療圏」を越えた、新たな概念となる「4次医療圏・関西」を構築
 - ①いつでも、どこでも安心医療「関西」
 - ②ひろがる安心医療ネットワーク「関西」
 - ③「助かる命を助ける」しっかり医療「関西」

第3章：広域救急医療体制の充実に向けた取組み

- 1 関西における救急医療体制の充実
 - (1) 構成府県における課題
 - ①医師及び看護師の確保・養成
 - ②救急医療体制の充実強化
 - ③普及啓発の取組強化
 - ④災害時における医療提供体制の充実強化
 - (2) 今後の取組検討事項について
 - ①広域的ドクターヘリの配置・運航
 - ②広域災害医療体制の整備
 - ③高度専門分野における医療連携体制の整備
 - ④医師、看護師等の人材育成及び確保 等
- 2 本計画に盛り込む項目
喫緊の課題であり、かつ広域的な取組みにより高い効果が期待される項目を検討

- ・ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実
- ・災害時における広域医療体制の整備・充実

第4章：ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実

- 1 広域的ドクターヘリの配置・運航体制の仕組みづくり
 - (1) 既存ドクターヘリによる運航体制の構築
 - ・当面「京都・兵庫・鳥取」、「大阪」、「和歌山」、「徳島」の4機による体制を構築
 - ・関西広域連合が主体となった一体的な運航体制を構築するため、「大阪府」及び「徳島県」ドクターヘリを「平成25年度」を目途に広域連合へ事業移管
 - ・大阪府ヘリは「京都南部」、徳島県ヘリは「淡路島」へ運航拡大
 - (2) 相互補完体制の構築
 - ・重複要請等に対応するため、「消防単位」毎にヘリの要請順位や手順を定める
 - (3) 近隣県ドクターヘリ等との連携
 - ・「近隣県ドクヘリ」やドクヘリ機能を有する「消防防災ヘリ」等との連携を推進
 - ・自衛隊ヘリとの連携についても今後、調査検討を行う

関西広域救急医療連携計画の概要

2 将来的な配置構想

(1) 救命率の観点からの理想的な運航範囲

- ・救命効果が高い「30分以内」に初期治療を行える救急医療体制の構築を図るため、基地病院から「70km程度」を基本として将来の配置案を検討

(2) 効果的な配置の考え方

- ・将来配置は、需要動向や地域の人口、医療資源などを勘案し、最適な運航体制について引き続き検討を行い、平成28年度を目途に取り組みを進める。

<配置構想案>

- ・未整備地域である「兵庫県南部（播磨地域）」に追加配備
- ・「30分以内での救急搬送体制の確立」、「補完体制の充実」を図るため、滋賀県全域及び京都府南部を運航範囲とする「京滋地域」に追加配備を行う

3 運航経費に係る負担の考え方

(1) ドクターヘリ事業に係る経費

- 1機当たり約2億円（厚生労働省「ドクターヘリ導入促進事業の基準額」）

(2) 将来的な経費負担の考え方

- ・公平性、透明性の観点から「利用実績」に基づいた精算方法が望ましい
- ・各府県の負担に配慮しつつ、飛行1回当たり「利用単価」を統一する方向で検討

第5章：災害時における広域医療体制の整備・充実

1 災害時における医療支援活動

- ・災害の「種別」、「規模」に応じた医療支援活動（広域連合の役割）を整理
 - i 列車や航空機事故などの「大規模事故」
 - ii 台風や風水害による「局地的な災害」
 - iii 三連動地震など「大規模広域災害」
- ・災害発生時の初動シナリオを作成、今後、具体の「連携マニュアル」を整備

2 管内ドクターヘリの運航のあり方

- ・「被災地支援」と「管内救急医療体制の確保」の両課題に対応するため、広域連合が定める運用方針に基づき管内ドクターヘリの運航調整を行う
- ・管内ドクターヘリによる集中的な支援を効率的かつ効果的に行うため、平常時は各基地病院に設置している「運航調整機能」の集約化を行う

3 受援体制の確立

- ・全国のドクターヘリ等の参集拠点として、また、広域医療搬送や域内搬送拠点の役割を担う「医療搬送拠点」の確保
- ・「超急性期」から「急性期・慢性期」医療への円滑な移行、医療資源の適正配置を行うため、被災地医療を統括・調整する「災害時医療調整チーム（仮称）」を整備、相互応援体制の構築
- ・被災地医療を統括・調整するリーダー人材の養成
- ・緊急被ばく医療対策について、国の動向を踏まえ「広域防災局」とも連携を図りながら今後検討

4 薬剤、医療資機材の確保

5 災害医療訓練の継続的な実施

第6章：計画の進行管理と見直し

1 関係機関との連携・協力

構成府県や関係機関等との連携・協力のもと、広域救急医療連携の充実・強化と計画の推進に努める

2 進行管理と見直し

第三者機関である「計画推進委員会（仮称）」の設置を行い、計画の達成状況について、「客観的な評価」をいただき、毎年度計画の改善見直しを行う

委員会における検討状況

第1回 関西広域救急医療計画策定委員会

開催日：平成23年4月11日

開催場所：鳥取県関西本部交流室（大阪市）

協議事項：①会長、副会長の選任（会長に邊見委員、副会長に香川委員を選任）
 ②関西におけるドクターヘリの運航状況
 ③関西広域救急医療連携計画の策定にあたって（計画に盛り込む内容等の検討）
 ④ドクターヘリ検討部会の設置

第2回 関西広域救急医療計画策定委員会

開催日：平成23年7月25日

開催場所：メルパルク京都（京都市）

協議事項：関西広域救急医療連携計画・中間報告案

第3回 関西広域救急医療計画策定委員会

開催日：平成24年1月17日

開催場所：鳥取県関西本部交流室（大阪市）

協議事項：関西広域救急医療連携計画（案）

第1回 ドクターヘリ検討部会

開催日：平成23年6月1日

テーマ：①関西におけるドクターヘリの最適配置・運航について
 ②災害時における広域医療連携について

第2回 ドクターヘリ検討部会

開催日：平成23年10月31日

テーマ：①ドクターヘリの配置計画（当面及び将来構想）について
 ②広域災害医療体制について

第3回 ドクターヘリ検討部会

開催日：平成23年12月19日

テーマ：①ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実
 ②災害時における広域救急医療体制の整備・充実

委員：小林 誠人（公立豊岡病院但馬救命救急医療センター長）

中 敏夫（前和歌山県立医科大学救急集中治療部准教授）【下記の委員に変更】

加藤 正哉（和歌山県立医科大学救急集中治療部教授）H23.9～

関西広域救急医療連携計画策定委員会委員名簿

委員名	所属
江口 豊	滋賀医科大学教授
香川 征	徳島大学学長
小池 薫	京都大学大学院教授
邊見 公雄	全国自治体病院協議会会長
溝端 康光	大阪市立大学大学院教授

関西広域環境保全計画の概要

関西広域環境保全計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

- ・ 関西でのこれまでの取組の経験や蓄積を活かしながら、関西を環境先進地域とすることを目指す。
- ・ 関西における環境分野の広域的課題に対処していくため、関西が目指すべき姿、施策の方向性、取り組むべき施策等を定めた「関西広域環境保全計画」を策定する。

2. 計画期間

平成 24 年度から平成 28 年度（およそ 20 年後の 2030 年を見据えた目標設定）

関西広域環境保全計画の概要

第 1 章：概況

1 関西の特性

- (1) 地理的特性（都市と自然が近接）
- (2) 人口分布（琵琶湖・淀川流域圏に約 8 割が生活）
- (3) 歴史・文化（多様で厚みをもつ歴史・文化と生物多様性との関わり）
- (4) 産業・経済（環境関連産業が集積）
- (5) 知の集積（研究機関の集積、市民団体等による環境保全活動の先進地）

2 環境に関する現状と課題

- (1) 地球温暖化（構成府県の温室効果ガス排出量は、2008 年度では 1990 年比でマイナス 7.2%と減少。産業部門で大幅に減少しているが、家庭・業務部門で増加。）
- (2) 生物多様性（里地里山特有の生物多様性が消失、一部の野生鳥獣類の個体数や分布域が著しく増加、拡大。野生動植物の生息環境の確保など、生態系サービスの維持・向上が必要。）
- (3) 資源循環（一人一日当たりのごみ排出量が多く、リサイクル率も全国平均を下回っている。）

3 新たな広域的課題（3.11 東日本大震災を教訓として）

- ・ 大規模災害などによる広域的な環境への悪影響に効率的かつ効果的に対処するためには、環境リスク情報の共有・一元化など、広域での連携した取組が必要。
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進などにより、安全、安心、安価、安定的なエネルギーを確保。ライフスタイルの転換、産業活動における省エネ化など、社会全体を持続可能な形に転換することが必要。

第 2 章：関西が目指すべき姿（2030 年頃の姿）

目標：「地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西」

— 環境先進地域「関西」へのさらなる挑戦 —

(将来像)

- 暮らしも産業も元気な低炭素社会
- 生物多様性の恵みを身近に感じる自然共生型社会
- すべてのものを資源と考える循環型社会
- 安全・安心で歴史と文化の魅力あるまち
- 持続可能な社会を担う人材の宝庫

第3章：施策の展開

1 施策の方向性（5つの戦略）

（1）低炭素社会づくり（地球温暖化対策）

- ①環境と経済の両立、ライフスタイルの転換と産業活動の低炭素化・省エネルギー化の推進
- ②再生可能エネルギーの導入促進

（2）自然共生型社会づくり（生態系保全）

- ①広域的な鳥獣保護管理等
- ②生物多様性に関する情報の共有・一元化と流域全体での生態系サービスの維持・向上

（3）循環型社会づくり（資源循環対策）

- ①廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進
- ②都市部と農山漁村地域の近接を活かした資源循環システムの構築

（4）安全・安心で歴史と文化の魅力あるまちづくり（生活環境の保全等）

- ①水・土壌・大気環境の保全による、快適で安全・安心な生活環境の創出
- ②環境に配慮しつつ、多様で厚みのある歴史・文化資源を活かしたまちづくりの推進

（5）持続可能な社会を担う人育て（環境学習の推進）

- ①地域特性を活かした交流型環境学習の推進
- ②年少期の気づきや感動を大切に環境学習の推進

2 分野ごとの施策

※第Ⅰフェーズ：平成24年度～25年度、第Ⅱフェーズ：平成26年度～28年度

※第Ⅱフェーズから本格実施する施策は、第Ⅰフェーズから順次調査・検討を行う。

（1）低炭素社会づくり（地球温暖化対策）

- ①環境と経済の両立、ライフスタイルの転換と産業活動の低炭素化・省エネルギー化の推進
（第Ⅰフェーズから実施）

- ア 住民・事業者啓発事業（関西エコオフィス運動、関西エコスタイルキャンペーンの実施等）
- イ 関西スタイルのエコポイント事業およびクレジットの広域活用に向けた検討
- ウ 電気自動車普及促進事業（充電マップの作成、充電インフラの通信ネットワークの共通化等）

- ②再生可能エネルギーの導入促進

（第Ⅱフェーズからの新たな取組例）

- ・再生可能エネルギーの導入促進
- ・低炭素化の視点でのバイオマス利活用の促進

（2）自然共生型社会づくり（生態系保全）

- ①広域的な鳥獣保護管理等

（第Ⅰフェーズから実施）

- ア カワウ保護管理対策（モニタリング調査、被害防除に関する事例調査研究、計画策定等）

（第Ⅱフェーズからの新たな取組例）

- ・カワウ以外の広域的な鳥獣保護管理等の計画策定および当該計画に基づく取組の実施

- ②生物多様性に関する情報の共有・一元化と流域全体での生態系サービスの維持・向上

（第Ⅱフェーズからの新たな取組例）

- ・博物館ネットワーク等を活用した関西地域における生物多様性に関するデータベースの共有化

- ・森・川・海のつながりを重視した、府県域を越えた流域全体での生態系サービスの維持・向上策の検討

(3) 循環型社会づくり (資源循環対策)

① 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

(第Ⅱフェーズからの新たな取組例)

- ・リサイクル製品の認定・普及の統一実施

② 都市部と農山漁村地域の近接を活かした資源循環システムの構築

(第Ⅱフェーズからの新たな取組例)

- ・資源循環の視点でのバイオマス利活用の促進

(4) 安全・安心で歴史と文化の魅力あるまちづくり (生活環境の保全等)

① 水・土壌・大気環境の保全による、快適で安全・安心な生活環境の創出

(第Ⅱフェーズからの新たな取組例)

- ・水・土壌・大気情報の共有と広域活用の推進
- ・住民参加型の環境調査とその活用

② 環境に配慮しつつ、多様で厚みのある歴史・文化資源を活かしたまちづくりの推進

(第Ⅱフェーズからの新たな取組例)

- ・歴史・文化資源として価値のある自然環境の保全
- ・開発状況を見極めながらのスマートコミュニティの導入促進
- ・住民参加によるまちづくり推進のためのサポート

(5) 持続可能な社会を担う人育て (環境学習の推進)

① 地域特性を活かした交流型環境学習の推進

(第Ⅱフェーズからの新たな取組例)

- ・環境先進地域「関西」を担う環境学習リーダーの養成
- ・地域特性を活かした交流型環境学習の推進
- ・府県民や民間、行政、研究機関等の連携による情報共有と交流の仕組みの構築

② 年少期の気づきや感動を大切に環境学習の推進

(第Ⅱフェーズからの新たな取組例)

- ・幼児期の環境学習における先進的な教育・学習手法の研究・開発とその普及

3 国の出先機関の事務・権限移譲

- ・国の出先機関の事務・権限が移譲された場合には、施策展開の見直しを行う。

第4章：計画の進行管理

- ・「PDCA 型行政運営システム」による進行管理を行い、計画の継続的改善を図る。

(1) 実施状況報告書のとりまとめ

(2) (仮称) 関西広域環境保全計画評価委員会による事業の点検・評価

(3) 事業の点検・評価結果の公表、住民等からの意見募集

(4) 計画を戦略的に推進して行くための検討体制の整備

委員会における検討状況

第1回 関西広域環境保全計画策定検討委員会

開催日：平成23年5月30日（月）

開催場所：環びわ湖大学・地域コンソーシアム会議室（大津市春日町1-5 アル・プラザ大津5階）

協議事項：「関西広域環境保全計画」の構成等について（現状と課題、計画の構成、目指す方向等）

第2回 関西広域環境保全計画策定検討委員会

開催日：平成23年7月21日（木）

開催場所：滋賀県庁東館7階 大会議室（大津市京町四丁目1-1）

協議事項：「関西広域環境保全計画」中間案について（計画の骨子等）

第3回 関西広域環境保全計画策定検討委員会

開催日：平成23年10月20日（木）

開催場所：滋賀県庁東館7階 大会議室（大津市京町四丁目1-1）

協議事項：「関西広域環境保全計画」素案について（パブリックコメント結果を踏まえた修正等）

第4回 関西広域環境保全計画策定検討委員会

開催日：平成23年12月20日（火）

開催場所：滋賀県庁別館2階 大ホール（大津市京町四丁目1-1）

協議事項：「関西広域環境保全計画」最終案について（これまでの検討結果を踏まえた最終総括）

関西広域環境保全計画策定検討委員会からの計画最終案の提案

開催日：平成24年1月19日（木）

開催場所：滋賀県庁本館3階 知事室（大津市京町四丁目1-1）

内容：検討委員会の津野洋会長から広域環境保全担当委員の嘉田由紀子滋賀県知事に最終案提出

関西広域環境保全計画策定検討委員会委員名簿

委員名	所属
浅岡 美恵	NPO法人気候ネットワーク 代表
井上 祐一	公益社団法人関西経済連合会 地球環境・エネルギー委員会 エネルギー・環境部会長
篠崎 由紀子	株式会社都市生活研究所 所長
高村 ゆかり	名古屋大学大学院環境学研究科 教授
津野 洋	京都大学大学院工学研究科 教授
中瀬 勲	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授 兵庫県立人と自然の博物館 副館長
諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科 教授

平成24年3月定例会質問項目及び答弁者一覧（確定版）

資料14

府県	質問者	時間	質問項目	
1 京都府	菅谷寛志 議員	23分 (15分)	1. 国出先機関の移管に係る執行体制について	②嘉田委員
			2. 災害廃棄物の処理問題について	①連合長
			3. 「関西イノベーション国際戦略総合特区」を基盤とした 関西経済の活性化について	-
			・関西イノベーション国際戦略総合特区の今後の施策展開	③松井委員
			・交通ネットワークの整備	④副連合長
			・コーディネーターの役割や仕組みづくり	③松井委員
			・地域活性化総合特区との連携	
2 鳥取県	福岡裕隆 議員	15分 (10分)	1. 関西広域連合として取り組む事務について	①連合長
			2. 国出先機関が移管された後の広域連合のコントロール機能について	②嘉田委員
			3. 広域インフラ検討について	③副連合長
			4. 山陰海岸ジオパークの活用策について	④平井委員
3 大阪府	上島一彦 議員	9.5分 (6.5分)	1. 国出先機関の丸ごと移管について	-
			(1) 政治主導について	①嘉田委員
			(2) 移管後の事務集約について	②連合長
4 大阪府	杉本武 議員	9.5分 (6.5分)	1. ガレキ処理について	連合長
			(1) フェニックスでの処理について	
			(2) 専門家会議の設置について	
			2. 原子力発電所に係る覚書について	-
			(1) 府県民の安全・安心の確保について	
			(2) 平常時の情報共有の場について	
(3) 再生可能エネルギーへの取組みについて【要望】				
5 大阪府	富田健治 議員	9.5分 (6.5分)	1. 災害廃棄物処理について	連合長
			(1) 災害廃棄物の広域処理について	
			(2) 広域連合としての処理基準について	
6 兵庫県	大野ゆきお議員	15分 (10分)	1. 広域応援訓練について	連合長
			(1) 平成24年度の広域応援図上訓練について	
			(2) 近畿府県合同防災訓練について	
			2. 関西広域連合の今後のあり方について	
7 徳島県	福山守 議員	15分 (10分)	1. 文化振興と連携した観光誘客の促進について	①山田委員
			2. ドクターヘリ導入に向けた府県民の理解と気運の醸成について	②飯泉委員
8 大阪府	横倉康幸 議員	9.5分 (6.5分)	1. 広域観光政策の一体的な推進について	①山田委員
			(1) 政令市が行ってきた国際観光事業との融合について	
			(2) 経済団体の観光施策との一体化について	
			2. 産業振興分野について	②松井委員
(1) 経済団体とのさらなる連携強化について				
9 兵庫県	山口信行 議員	15分 (10分)	1. 関西広域連合の今後の運営について	連合長

※カッコ内は、質疑・質問時間

